

平成28年第5回上三川町議会定例会会議録

平成28年9月5日（月）

4 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	川島 信一
健康課長	梅沢 正春	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員数は16人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されるようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、14番・稲葉 弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は、次の6点について質問をいたします。町執行部の明快なるご答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点は、子どもの生活習慣改善事業についてです。産業厚生常任委員会は、7月21日から22日にかけて長野県の松本市、また東京都の福生市をそれぞれ、視察研修を行いました。松本市では、健康寿命延伸都市創造に向けて取り組みが行われております。その中で、子どもの生活習慣病、生活習慣改善事業として、小学4年生、中学2年生の血液検査を実施しているということでした。やはり、将来を見据えて、若いときからそういうことを実施している。本町での取り組みの考えはないのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

(健康課長 梅沢正春君 登壇)

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

生活習慣病は日常生活が不健全であった場合、その積み重ねにより起こるもので、健康寿命の阻害要因になるものでございます。一般的には、成人よりも子どものころから生活習慣の改善に取り組むことが有効であると言われており、子どもに正しい知識を身につけさせ、みずから生活習慣病を予防できる力を養うことが重要であると考えております。

小学生や中学生の健康の保持・増進については、学校保健安全法により、健康相談や保健指導を行うこととされていることから、町としては、子どもの生活習慣病予防対策について事業化しての実施はしておりません。しかし、就学时健診の機会には、正しい生活習慣についての講話を実施したり、また、小学校高学年の授業においては禁煙教育を実施するなど、学校と連携し、生活習慣病の予防に向けた知識の普及を図っております。

学校は、児童生徒が集団生活を送る場所であることから、保健指導を効率的、効果的に行う場所としては最適であると考えておりますので、今後も学校と連携しながら児童生徒の健康の維持増進に向けた取り組みを実施してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったのですが、取り組みをしていくということなのなのですが、予算の関係で、小学4年生、中学2年生の血液検査を実施した場合、どのぐらいの予算でできるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

県内におきましては、小児の生活習慣病予防健診ということで実施している市町村がございます。委託料につきましては、そちらの健診機関では1人当たり1,600円ということになっております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 1人当たり1,600円ということなのなのですが、自治体というのはどこなのでしょうか、それを聞きたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 私の手元にあります資料といたしましては、県の栃木県保健衛生事業団が検査機関で、実施主体としましては、保健衛生事業団で実施しますのは県内で18の市町がございますが、町の健康部門で契約しているもの、あるいは、教育委員会で契約しているもの、それぞれでございます。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 長野県で取り組んでおりますので、ぜひ、町のほうとしても検討していただきたいと思います。

それともう1点は、やはり、健康づくりということで、長野市では、推進委員ということで、任期が2年で、市民の健康づくりの一翼を担い、健康寿命延伸に向けた活動をしているということです。昭和50年度から設置をして、OBを含め既に2万人に達している。平成28年度は895名だということです。町のほうでは、そういう健康づくり推進委員ということで関連するのですが、その考えを取り入れる必要があると思います。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君、これは3点目でその質問が入っていますが、ここでやってしまっていていいですか。

○14番【稲葉 弘君】 いや、これは1の関連なのなのですが、そういう点で、健康づくり推進委員、そういうものを町のほうで考えているかどうか、それをお聞きしたいと思います。これは1のほうです。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 健康づくり推進委員ということですが、上三川町でも以前は保健委員という役職がありまして、自治会の皆さんにご協力をお願いしていたところです。しかし、保健委員を廃止

して結構な年数もたっておりまして、またここで新たに自治会の方に新たな負担をおかけするのちょっと難しいかなという考えもあります。ただ、地元の推進委員ということですが、それ以外に、本町としましては、地元の、例えば、町の健康教育教室を修了した方が地元で自主グループをつくって活動していらっしゃるしますので、そういう方を通して健康思想の普及、健康教育、そちらの方を支援することにより広めていきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

2番目の認知症ということで、サポーター養成についてですが、①は、国では、2005年度から認知症サポーター養成を始めましたけれども、本町での取り組みの状況はどういう状況なのかということ、これが1点。

2点目は、各自治会での認知症の数は把握できているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

(保険課長 海老原俊輔君 登壇)

○保険課長【海老原俊輔君】 ただいまのご質問の1点目でございますが、まず、認知症サポーター養成講座につきましては、認知症を正しく理解し、認知症の方や、その家族の理解者となる方を養成するものでございます。研修の内容といたしましては、認知症の基礎知識の理解や早期診断・治療の重要性、認知症の人への対応の仕方などが主なものとなっております。

本町におきましては、地域包括支援センター主催により平成21年度から開始されまして、平成27年度までに学校や各種団体を中心に、延べ2,431名の方に受講していただいております。認知症になっても、ともに暮らせるまちづくりを目指し、認知症に対する正しい理解を浸透させるため、町としまして、今後とも認知症サポーター養成講座を継続してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の2点目でございますが、各自治会での認知症の数につきましては特に把握してございません。本町におきます認知症の数としましては、要介護認定者のうち、おおむね700人の方に認知症の症状があることが確認されております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ありがとうございます。私のほうから何点が質問なのですけれども、ある民生委員の方からちょっとお話を聞いたのです。その方は、やはり民生委員をやっているのですけれども、75歳以上の高齢者ということで回ってみますと、二人とも元気ですけれども、一人の方が認知症だと、そういう状況です。そういう点でサポーターということで、町の行政のサポートをどういうふうに考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 認知症の方につきましては、特に昨今、増加傾向にあるという認識もあると思います。実際に、この認知症サポーター養成講座につきましては、いわゆる応援者ということで、サポーター養成講座を受けたから何か特別なことをしなければいけないということではございませんが、理解を深めていただくことによりまして、日常的にそういう認知症の方と接したときに適切な対応がで

きるようにということで、特にこのサポーター養成講座は推進しているところでございます。

ただ、新オレンジプランでは、さらにそういう方にももっと重要な役割を担っていただくような方針が出されておりますが、現在、町としましては、特にそこまではまだ行っているわけではございません。

また、認知症の方に対しては、現状では包括支援センターが中心になりますけれども、まだ、認知症の支援というところにつながっていない方につきましては、相談という形で包括を中心にそういう相談を受けています。あとは、要支援等の認定を受けていただいてサービスのほうにつなげていただくというような形になっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私のほうからは2点、質問です。上三川町の第7次総合計画の中で、認知症対応型通所介護施設の整備を平成32年度が目標とありますけれども、その見通しはどこまでできているのか、それが1点。

それから、けさの下野新聞の一面に、認知症行方不明者ということで国として予算を計上するということが出ていました。そういう点で、補助金を使って積極的な施策が必要だと思いますが、その点、町のほうで考えていることがありましたら、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 認知症に関します施設整備につきましては、地域密着型のグループホームということで、昨年にオープンしているところが1カ所、また、これから来年、再来年に向けた認知症の専門の施設の整備も現在、検討をしているところでございます。

それから、本日の新聞のことにつきましては、いわゆる、見守りの体制づくりということでございます。町としましては、商業施設等、そういうところで見守り体制ということで、町内で33事業所の方に見守りネットワークのご協力をいただいているところでございます。国が言っているものにつきましては、町全体のいろいろな方のかかわりの中で認知症のサポートをしていく、見守り体制をつくっていくということでございまして、まだそこまでは町もできていませんので、今後そういう方向で体制づくりに努めたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、そういう方向で検討していただきたいと思います。

3番目は、上三川町の健康づくりについてです。①は、町民の健康を守る地区担当保健師ということですが、増員の考えはないのかということ。

②は、一人の保健師が受け持つ人口ということで、どのぐらいの数になるのかということ。

そして、3番目は、保健師の活動はどうなっているのかということでお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 田中文雄君 登壇)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問の1点目につきましてお答えいたします。

職員の採用については、定員適正化計画に基づきながら、町全体としての業務量や複雑化、高度化する町民ニーズに的確に対応するために、その時々状況を的確に判断し、必要な人材の確保に努めてい

く考えであります。その中で保健師の採用においては、保健師業務の必要な健康課や保険課の現状、今後の業務量に応じて十分必要性を判断した上で採用する方針であります。平成29年採用については、1名程度採用する予定でございます。今後も資格職の採用を検討するに当たっては、業務の現状や今後の業務量に応じて必要性を十分に判断した上で採用してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

(健康課長 梅沢正春君 登壇)

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問の2点目についてお答えいたします。

本町の平成28年4月1日現在の人口は3万1,396人で、本町の地区担当保健師の人数は9名でございますので、1人の保健師が担当する町民は約3,500人となります。昨年度の保健師の面談、家庭訪問等の件数は1,608件、保健師一人当たりになりますと年間で約180件の面談、相談を行っております。

次に3点目の質問にお答えいたします。

保健師の活動は、地域保健法や国が都道府県、市町村の保健師の活動において留意すべき事項を定めた、地域における保健師の保健活動に関する指針等に基づき実施しております。指針では、管内を幾つかの地区に分けて地区ごとに担当保健師を配置し、保健・福祉・介護・医療などの分野を横断的に活動する地区担当制を推進しております。本町の保健師業務につきましても、業務分担制と国が推進する地区担当制を併用したものとなっております。

まず、業務分担制では、健康増進法に基づく健康教育、健康相談や、高齢者の医療の確保に基づく法律に基づく特定保健指導、母子保健法に基づく乳幼児健康診査や保健指導等を各担当係において実施しております。また、地区担当制では、小学校区ごとに地区担当保健師を配置して、住民の身近な相談役として積極的に地域に出向き、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層にわたって、健康課題を抱える方や、その方を取り巻く環境を把握し、解決に向けて包括的な支援を行っております。

このような保健師活動は、少子高齢化の進展や高齢者の単独世帯や共働き世帯の増加等により住民の健康課題やニーズが多様化し、ますますその役割が重要になってきております。今後も保健事業支援職員連絡会などの活動を通して保健師相互の連携を図るとともに、他職種の職員や関係機関とも連携し総合的な調整を行い、効果的な保健師活動を展開してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったのですが、保健師の活動ということで、保健福祉の推進、訪問指導、健康相談、健康教育などの各種サービスの展開、あるいはまた少子高齢化の進展など、生活習慣病の予防、健康づくりの推進活動の取り組みなど、やはり多忙ですよ、多くの仕事があるということです。長野県は、男女とも全国一位ですけれども、その中で大きなウエートとして、大きいのは保健師の数が多いということなんです。長野県ですと、人口10万人当たり61.9人、全国平均ですと35.2人です。ですから、やはり今の保健師の仕事の内容を見た場合、あるいはまたこれからの上三川町のまちづくり、健康づくりをしていく場合、今の体制で十分なのか、それが言えると

思います。やはりそういう点で、職員を配置すべきだと思うんですけども、その考えはないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

保健師の業務につきましては、健康課長の説明のとおり多岐にわたっております。年々、必要人員が増加していると、人事担当のほうでも考えております。町としましては、来年1人、採用を予定しております。その後につきましては、健康課、保険課と必要人員について協議した上で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 健康づくりということで、ぜひ、職員を増員させていただきたいというふうに思います。

4番目は、ふるさと納税についてです。2015年度、本町のふるさと納税額は387万5,000円、36件で、県内で20位という状況です。財政状況が厳しい中で、町のほうとして増額の考えはないのか、それをお聞きしたいと思います。

2点目は、インターネット申し込みとクレジット決済を導入して寄附者の利便性の考えはないかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 田中文雄君 登壇)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、ふるさとに対し、貢献、または応援したいという方々の思いを寄附金という形でお受けし、まちづくりに活用させていただく制度であります。寄附金も貴重な財源であり、町外に住む方々に対しては、上三川町をPRする絶好の機会でもありますので、地元特産品の魅力発信、あるいは発掘の場として、返礼品の拡充等、町の取り扱いを見直すことを現在考えております。

次に、ご質問の2点目についてでございますが、現在、本町では、ホームページや民間のふるさと納税ポータルサイトで町のふるさと納税の情報を入手し、申請書を郵送やファックスで申請を行い、納付書で払い込む方法となっております。寄附される方々の利便性を図るため、インターネットからの寄附申し込みや納税のクレジット決済が必要と考えております。現在、担当課において検討中でございます。また、返礼品についても、町の特産品等、担当する部門とも今後、検討を重ねた上で来年度に向けて制度改正を考えてまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、そういう方向で検討していただきたいと思います。

返礼の品なのですけれども、上三川町でもかなり首都圏農業ということでいろいろな農産物がありますけれども、例えば、アスパラガスあたりは全国一位だと聞いています。そういう品物を加えていく考えはないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

私ども総務課ではふるさと納税制度を主管しておりまして、制度全体を見ております。返礼品ということになりますと、私どもでは情報不足もございまして、町の産業振興課等と意見交換をしながら選定品については考えていきたいと、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、よろしくお願いいたします。

5番目は、中学校の部活動について。①は、部活動の加熱化が成長期の子どもを苦しめ、教職員の多忙化を招いておりますけれども、部活動顧問の残業時間はどのぐらいになるのかということ、それが1点です。

2点目は、子どもの成長と教職員の過重労働改善の考えはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

生徒の自発的、自主的な参加により行われる部活動は、生徒の心身の成長にとって意義のある活動であり、異年齢による活動として、人とのかかわりについて学ぶ貴重な機会となっております。部活動顧問の残業時間については、教員の勤務が他の一般公務員と異なり、その特殊性から、平日の時間外手当は支給されず、勤務時間の内外を問わず、教職調整額として一律に支払われているため把握することはできませんが、ほとんどが勤務時間外に部活動が実施されております。

県教委が実施した運動部活動に関する調査によると、本町においては89.5%の生徒が部活動に加入しており、男女別に延べ39の部が活動しております。週当たりの活動日数は平均で5.8日、平日の活動時間は2時間以内が21の部、3時間以内が18の部となっております。現在のところ、ほとんどの部が週1日は休養日を設けており、本町において成長期の子どもを苦しめるような加熱化の事例は報告されておられません。

次に、2点目、子どもの成長と教職員の過重労働改善の考えですけれども、子どもの成長にとって調和のとれた部活動は有意義なものであり、次期学習指導要領においても、現行の位置づけを維持しつつ、将来にわたって持続可能なあり方を検討することとなっております。長時間労働の是正が各業種で求められておりますが、文部科学省では、学校現場における業務の適正化に向けての検討を行い、本年6月に中間報告を発表しました。その中では、教員の担うべき業務に専念できる環境を確保するために、教員の従来業務を不断に見直すことや、部活動における負担を大胆に軽減する等が示されております。次年度に調査が行われ、ガイドラインが示される予定であります。

教職員の多忙化については、部活指導以外にもさまざまな要因が考えられます。町教育委員会においては、部活動の外部指導者や非常勤講師の配置、校務処理の電算化、研修の精選など、多忙化の要因への対応を進めてまいりました。今後も国の調査や動向を注視するとともに、地域の教育力や人材の協力を得ながら、教育委員会と学校が一体となって業務の改善・適正化が図れるよう努めてまいりたいと考

えております。また、保護者の皆様には、時間外勤務の指導が中心となっている部活動指導への温かいご理解もあわせてお願いしたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、教育長から答弁がありました。ありがとうございます。何点か再質問です。1点は、複数の顧問が配備されているのかということと、部活動指導員の配置というのはどういうふうになっているのか、それが1点です。

2点目は、今まで部活動が原因で事故、けがが何件ぐらいあったのか、それともなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 まず、1点目の顧問の複数配置でございますけれども、ほとんどの学校で顧問は複数配置をしてございます。状況によっては、部員の数、活動等で1人にならざるを得ないところもございまして、基本的に複数配置をしております。また、部活動指導員については、現在、町内では8名、外部の地域の方をお願いしているところでございます。

2点目の事故、けが等については、それぞれの活動の中でけが等は多々あるかと思っております。大きなけが等は最近はございませんけれども、骨折、捻挫、擦過傷、その他もろもろ、状況は十分把握しておりませんけれども、あるものと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私のほうから再質問です。結局、過去に同様の施策が実行に移されなかったのはどういう原因なのでしょう。それを教育長はどういうふうに考えていますか。

先ほど教育長から答弁があったのですけれども、やはり、部活動の加熱化が成長期の子どもを苦しめ教職員の多忙化を招いているとして、文部科学省が来年度をめどにガイドラインづくりをするということを言っています。やはり、ガイドラインをつくる計画に町としてどういうふうにかかわっていくのか、それをお聞きしたいと思います。2点です。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 なかなか実行できない背景というものについては、さまざまな要因があるかと思っております。部活動の実施については、1つの部であってもさまざまな生徒、保護者の願いがあります。余り加熱になっては、というお考えがあると同時に、同じ部でも、もっと頑張ってもらいたい、もっと練習を増やしてもらいたい、そのようなことで、そのバランスの中で顧問、学校が、よりよい落としどころといたしますか、そういうものを見いだしているのではないかと思います。

また、県の中体連では、週1回の休みを取り入れること、あるいは、土日、2回の練習の休み、休養日を設けることを申し合わせ事項として打ち出しておりますけれども、その受けとめ方はそれぞれの学校で、それぞれの状況の中でさまざまな受けとめがあると、そのように理解しているところでございます。

いずれにしても、文科省のほうでも、この部活動のあり方については抜本的に改善していくべきとい

うふうな基本的な考えがありますので、その文科省のガイドラインを踏まえながら考えていきたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 専門家からも、結局、長時間、休日もなく練習すれば強くなるというのは、スポーツ科学から見て誤りだという指摘をしているんです。練習で強く負荷をかけると筋肉の繊維が破壊される。そこで適切な休養と栄養をとることで筋肉が発達する、こういうことを専門家は言っているんです。ですから、やはり、休日をしっかりとるということ、そういう指導が必要だと思うんです。

先ほど教育長からいろいろ答弁されたのですが、もう1点、質問です。青年教職員の残業実態、これは本当に深刻だと思いますが、それはどのぐらい町のほうでつかんでいるのか、恐らく100時間以上の残業時間になると思いますけれども、この対応、これも過労死を生む大きな原因だと思いますが、それをどういうふうに見ているのか、わかればお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほどの答弁でも申しましたけれども、残業時間については、町教育委員会としては把握しておりませんが、さまざまな教育団体からアンケート結果などが新聞等で発表されております。それを見ますと、1日13時間の勤務が標準的というものが出ていたり、あるいは、勤務時間、月80時間が60%、さらには100時間を超えるのが40%、そのような発表をしているような状況もございました。また、平日3時間以上の勤務が60%以上というような発表をしている記事もございました。それぞれの団体母体で表現の仕方はさまざまですが、教職員の時間外勤務が多いということについては共通しているアンケート結果ではないかと、そのように思います。

それらを踏まえまして、先ほど申しましたけれども、文科省から学校現場の業務の適正化というような通知が6月に出たことを踏まえ、町の校長会でも、管理職として教職員の勤務についても目を配るよう指示をしたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ガイドラインづくりを始めるということなのですが、ぜひ、いい方向でお願いしたいと思います。先生が壊れてはおしまいですし、加熱して子どもの成長を歪めるということで、やはり、それはなくしていきたいと考えております。

最後に、下水道基本料金改定の考え方について質問をいたします。①として、高齢者、単身者などの負担軽減の考えはないのかということで質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。上下水道課長。

(上下水道課長 小林 実君 登壇)

○上下水道課長【小林 実君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町の下水道料金は、昭和62年度末の供用開始時に、流域関連上三川町公共下水道として、当時の石橋町、南河内町と使用料金の足並みをそろえスタートしました。ことしで供用開始から30年目を迎えますが、消費税以外は据え置きとなっており、この現行料金10立方メートル当たりでは、県内一、安価となっております。

なお、据え置き理由ですが、公共用水域の水質保全と快適な生活環境を早期に確保することが目的であり、町内全域の農業集落排水事業を含めた下水道の早期普及を優先しているためです。

現在、公共下水道事業は、平成31年度の公営企業会計適用に向けた準備を進めている最中ですが、昨年度の決算では、一般会計からの繰入金が増え5億円を超えるとともに、地方債の借入額が2億円に達している状況です。さらには、下水道本管工事の着手から35年が経過し、地方債の償還とともに、今後、施設の老朽化に伴う維持管理や更新には多額の費用を要することが予想されます。このため、公営企業としてスタートするに当たりましては、財政の自主性や自立性の確保をしていくことなど独立採算を基本として運営されるべきものであり、使用料金の減収は、公営企業や本町の財政を圧迫するものであります。しかしながら、高齢者や健康者以外の単身者等に対しましては、水道料金と同様に負担軽減について検討する余地はあると思われまますので、公営企業や本町の財政状況を鑑み、県内自治体の動向を参考に、料金改正に当たりましては、時期を含め慎重な検討をしてみたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私のほうから再質問なんですけれども、下水道料金に連動する水道使用料、使用水量5立方メートル以下が何件ぐらいあるのかということ、6立方メートルから10立方メートルの使用件数、これが何件ぐらいあるのかということ。それから、負担をした場合、軽減ということで当然お金がかかるとは思いますけれども、予算が幾らぐらいあればできるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 ただいまの下水道の使用料5立方メートル以下の件数ですが、公共下水道と農業集落排水を含めて900件ほどございます。それと、使用水量が6立方から10立方メートル当たり、これも公共下水道と農業集落排水を合わせまして約1,100件ほどございます。仮に、この使用料金を10立方から5立方、また10立方以下の使用料に対しましても、減収となる予算につきましては約1,000万円弱、このような見込みがございまして。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁がありました。900件と1,100件ということで、合わせて2,000件です。ですから、使用していないということなのですから、今の高齢者の実態、それと単身者ということで軽減すべきだと思います。1,000万円のお金ということですが、その点、平成27年の一般会計の決算ですと、やはりたしか5億円ぐらいの黒字が出ていたと思うんですけど、その気になればできると思うんです。そういう点で、これは町長にですけれども、その考えはあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 課長の答弁で、平成31年度から企業公会計を進めるというふうな答弁がありました。これによって、今までの水道事業の会計がどのようになっているかというのが明らかになってくるとは思います。これからも老朽化に向けてかなりの出費も予想されます。そういったところで、新し

い企業会計を見て、削減できるところは削減していく、今、黒字化されているところは、厳しい赤字が予想されるとか、そういうところが明らかになっていますので、それを見て進めて考えていきたいと思っています。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 上下水道課長にちょっと聞きたいのですけれども、老朽化ということでは、町の方で見込んであるお金、どのぐらいかかるのかということと、結局、国からの補助金等が出ると思うのですけれども、それはどういうふうに考えているのですか、わかればお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 ただいまの質問にお答えいたします。現在は、公共下水道の全町下水道化ということで、今の予定で行きますと平成33年度まで、汚水事業が進んでまいります。その後に、その更新事業を考えているわけですが、1つには、長寿命化計画を策定して、それを今のところは平成32年度に予定してございます。長寿命化計画を策定しないと補助を受けられないこととなりますのでそのような試算で考えてございますが、下水道の耐用年数につきましては50年ということがございます。公共下水道としては、雨水事業と汚水事業とありますが、雨水事業に関しましては、あと五、六年でその50年を迎えます。そのようなことで、まずは雨水の更新事業、その後に汚水の更新事業、さらには、現在、農業集落排水事業で4地区がございまして、今現在の生活排水処理構想の中では、平成38年度から順次、4地区の公共下水道への接続ということでも考えてございますので、長寿命化計画を策定した段階ではっきりしたお答えは申し上げたいと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、1,000万円の予算でできるわけですから、その気になればできる。これは町の定住化にも結びつくと思うんです。やはり単身者、高齢者の負担を軽減すべきだということで、ぜひそういうことで検討していただきたい。そういうことをお願いしまして、時間はまだあと15分あるのですけれども、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時06分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 それでは、早速ですが、通告書に従いまして、きょうは4つのことについてお

尋ねいたしますので、明確なる答弁をお願いいたします。

第1点として、かみたんメールについて。平成28年6月末の時点で登録者数が約3,700人と聞いていますが、現在の登録者数は何人か。また、その登録者数を増やすためにどのような施策を町として行っているのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

かみたんメールにつきましては、平成24年9月より運行が開始され、「緊急情報」、「防災・防犯情報」、「生活・イベント・講座情報」、この3つの登録分類で情報を発信しております。これまでの登録者の推移につきましては、8月末現在の比較ということで申し上げます。平成25年が2,420人、平成26年が2,820人、平成27年が3,212人と徐々に登録者数を伸ばしてまいりました。ご質問の本年8月末現在の登録者数につきましては3,851人と順調に増加している状況でございます。

2点目の登録者数を増やすための施策についてでございますが、これまで町では、広報かみのかわや町ホームページへの掲載、成人式におけるチラシの配布、庁舎やいきいきプラザ等に備え置きチラシを設置するなど、視覚におけるPR、あわせて、自治会長会議、町長と語る会、また各自治会の総会にもお邪魔させていただきまして登録のお願いをするなど、かみたんメールの推進を図ってきたところでございます。

今年度からは、新たに町有バスを利用する研修参加者への登録のお願いを行っております。これにつきましては、登録の了解をいただいた方には、職員が車中にて登録の代行をさせていただくというような内容でございます。

今後におきましても、機会を捉えてこれまで以上にかみたんメールの推進を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、施策のほうとかをお答えいただいたのですが、そちらのほうはありがとうございます。それで、そのかみたんメールの内容のことについて幾つかお伺いしたいと思います。町長をはじめ執行部の方々には当然、かみたんメールを受信されていると思いますが、その送られてくるメール、その内容というか、仕組みについてちょっと不思議に感じたりということはありませんか。例えば、どのようなもので受けられているかわかりませんが、携帯であったりスマートフォンで受信されている場合、一番下に配信されてきた担当課の問い合わせ先の電話番号などが載っているのですが、そのままかけることができない。当然そういったものは、受けられている方からすれば不便だと思われると思うのですが、執行部の方々も受信されていると思いますが、そういったところを不便に感じたことはございませんか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 今の配信の内容で、場合によれば、その内容によっては再度お問い合わせをする必要があるというような場合に折り返しかけられないというような内容でしょうか。

(「はい」の声あり)

○企画課長【秋山正徳君】 基本的にメール配信につきましては、こちらからの情報、例えば、先ほど申しましたように、3つですが、緊急であるとか、防災・防犯、生活・イベント・講座という形で、町のほうから現在のところは一方的に情報をお流ししているということでございますので、そういったことで問い合わせをしていただくということになれば、現在ではかけ直してもらおうことになるのですが、要望等があるようでしたら、それらにつきましても今後研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 なぜ電話がかからないかというのは非常に簡単なことで、市外局番の0285が前についていないからそのままかけることができないわけです。当然、担当課によっては0285の市外局番がついているものもありまして、そういったものに関しては当然そのまま折り返し連絡ができる。そういったところは情報の共有化というか、そういったものをちょっと考えていただければすごく簡単なことだと思いますので、これを機に、そういったところを少し改善してもらえればと思います。

次に、現在、私自身、下野市と宇都宮市のメルマガも受信しています。特に下野市に関しては、送られてくるメールのアットマーク以下が同じなので、同じシステムを利用していると思いますが、その点をお答えいただけますか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問でございますが、大変不勉強で、下野市のものをちょっと承知してございませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、それは後日で構いませんので、お調べ願えればと思います。

続きまして、先ほど担当課の課長のほうから答弁がありましたように、上三川のかみたんメールにおいては、緊急情報、それから防災・防犯情報、生活・イベント・講座情報などを配信しておりますが、隣の下野市においても似たようなものを配信しております。隣町なので、当然、気象等、そういったものに関してほぼ同じ注意報が発令されているのではないかと思いますのですが、かみたんメールでは、そういったものが来ないのですが、それはどういったものが原因として考えられるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 かみたんメールにつきましては、企画課のほうで全体的には掌握しております。具体的な内容につきましては、例えば、防犯、防災、生活、そういったものは所管課がございまして、所管課の課内のほうで必要かどうかを判断し、課長の承認を得て配信しているというような内容です。その辺のところについては、企画課サイドではちょっとお答えできないということでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、例えば、ここに8月16日に配信されてきたものがあるのですけれども、隣の下野市においては、土砂災害注意報とか浸水注意報といった大雨注意報が流れてきています。1時間に最大雨量60ミリ等、そういったものが流れてきているのですけれども、上三川はそうい

ったものが全く流れてこず、同じ16日に流れてきたのは、リオオリンピックの海老原選手が翌日、テレビに出ますよと、そういったものが1つ。もう1点、翌日の17日、同じように下野市では大雨注意報が、このときは1時間最大雨量40ミリとなっております。そういったものが注意報としてメールで流れてきているのですが、このかみたんメールでは、8月19日に星野町長が栃木テレビに出演しますという告知です。特に告知がどうこうと言うつもりは全くないのですが、同じ隣接した市でそういった注意報が流れているにもかかわらず、当町にはそういった注意報が当日は出ていなかったのか、そういったところを後日でも構わないので調べていただければと思います。

それともう一つ、災害を未然に防ぐという観点から、システムなど、その内容も含めて見直しをしてもいいのではないかと思います。そういったものはどうお考えですか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 災害用に迅速に対応するよとということまでのご質問かと思えます。町のほうでも、メール配信につきましてはガイドラインを定めております。今、議員がおっしゃった内容につきましては、ガイドラインのほうには細かくは定めておりませんので、それらのものも含めた中で町のほうで今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの議員の質問は、災害の注意報等の情報が少ないのではないかとご指摘かと思えます。その辺につきましては、各市町、情報の流し方は多少違うとは思いますが、議員ご指摘のとおり、隣接で出ていないのかというと、当然、上三川にも出ていることもあると思えます。その辺の情報を流す範囲、余り頻繁に流しますと受ける側も負担になるということもございまして、どの程度の注意報が出た場合に流すか、所管のほうで再度、検討させていただきたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そういった受ける数に関しましては、受ける方々の主観も当然あるかと思えますので、いろいろと試行錯誤しながらというか、そういった形でやっていただければと思います。

次に、先ほど、施策というお話をさせていただいたのですけれども、当然、町長をはじめ執行部のほとんどの方々は登録されていると思えます。どこから、どのように登録をされたのか、お答え願えますか。

○議長【津野田重一君】 済みません、誰と誰が答えればいいですか。

○1番【篠塚啓一君】 担当の課長で結構です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 かみたんメールの登録でございますが、私はきわめて珍しいというか、ガラケーというのを使っておりまして、それは担当職員のほうに登録してもらったという状況でございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほどホームページから登録できるということがあったのですけれども、ホームページ上、すぐく見づらいところにあるのはご存じでしょうか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 見づらいということであれば、やはり見づらいのしょうから見直しをかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 こちらに簡単な資料というか、当然見づらいとは思いますが、人の視線、例えば、ホームページを見るには移動にはパターンがあるようで、大きく3つに分けられるようです。左上から斜め右下に移動しながら見るパターンと、それから、左上からZを描くように見るパターン、3点目に、左上から右へ、下に下がって左上から右へ、そういった形でアルファベットのFのように移動するパターン、大きくそのように3つのパターンがあるそうです。今、本当に見づらいと言ったのは、後でよく見ていただくとわかると思うのですが、下のほうに文字で「かみたんメール」というふうに書いてあるだけで、あれではどうやって登録をしていいのか、探すといってもなかなか見つからないと思います。

いずれにしても、仮に、かみたんメール、重要なものというふうに位置づけているのであれば、左上に配置をするなど、あとは、メルマガ登録などは右側にバナーを設置するなど、そういった形でやっていただければ登録も増えていくそうなので、ぜひ検討していただければと思います。

次にまた、先ほど広報というふうなお話があったのですが、こちらにプリントをして持ってきました。これは8月号の広報の一番最後、裏表紙です。こちらに「かみたんメールの登録はこちら」とありますが、これでは多分登録をする人はほぼいないのではないかと。今、例えば、担当課長のほうからお答えがありましたように、ガラケーとかスマートフォンであればQRコードが必要ではないか。それから、当然、かみたんメールってどんなものなのか、そういったものがなかったら登録しようという気にはなかなかないのではないかと。

例えば、これは9月号で、こちらは「ゆるキャラグランプリ」、こちらではきちんとQRコードをつけています。同じように考えてみてもらってもいいのではないかと。こちらでも検討していただければと思います。

さらに、例えば、夏祭り、花火大会、そういったイベントで、町内外を含めかなりの人数の方々が見えているわけですから、そういったところでパンフレットを配るとか、登録を促すような施策を、ぜひ、来年以降、考えていただければと思います。

次に、左上に町長へのメール、意見を求めているところがあると思いますが、例えば、近隣市町ではフォームがあり、意見を送りやすくなっています。しかし、当町のホームページはそういったフォームすらなく、メールアドレスをコピーして、住所、氏名、件名の記入を求めています。これでは町民の意見を広く求めているとは到底思えません、なぜこのような形をとっているのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 篠塚啓一君、これは2点目の質問ですか、町のホームページについては。

○1番【篠塚啓一君】 いや、そのままです。

○議長【津野田重一君】 では、それは2点目をお願いいたします。

○1番【篠塚啓一君】 それでは2点目で。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、町のホームページについて2点目としてお伺いいたします。

スマートフォンのユーザーが増えている昨今、このスマートフォンに対応したホームページを構築する考えがないのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

町のホームページにつきましては、平成18年10月より開始されたところでございます。町ホームページの更新、編集、新規事業作成等の運用につきましては、費用を抑えるためホームページ管理ソフトウェアを用いまして職員が行っております。パソコン用のホームページとスマートフォン用のホームページとでは構成が異なることから、現在、使用しているホームページ管理ソフトウェアでは、スマートフォン用のサイトの作成はできません。また、スマートフォン用のホームページの作成ができるソフトウェアを購入したとしても、ホームページの更新・編集・新規事業作成等について2種類のデータを作成して管理することは、運用上、また導入費用上、難しいと考えているところでございます。

別の方法として、ホームページを統合・体系的に管理するシステムを構築すればパソコン用のホームページとスマートフォン用のホームページとを同時に作成することが可能になりますが、費用が多額にかかることから、現在のところその考えは持っておりません。現在においても、スマートフォンでのホームページの閲覧は可能でございますので、今後のよりよいホームページのあり方について研究をしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、多額な費用というお話と、ソフト、いろいろとお話がありましたが、現在のホームページ全てをスマートフォンに対応させるのではなく、そういったことが難しいのであれば、町内外の人たちに最低限発信したい情報だけでも十分だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 先ほど答弁させていただきましたのは、スマートフォンに対応するような形ということで多額ということを申し上げました。議員さんがおっしゃるとおり、部分だけを対応する、重要な部分、記事、そういうことだけということではうちのほうでちょっと調べておりませんので、先ほど申し上げました多額という内容について申し上げたいと思います。導入費用としまして、まず、うちのほうの調べてございますが、大体1,000万円から1,500万円、これにつきましては、ホームページを統合的に管理するソフトウェアのライセンスとかデザインとか移行構築料、配信サーバー料等が含まれたものでございます。運用に係る経費、これはまた別で、年間約120万円から270万円程度ということがうちのほうで調べた内容でございます。この金額が、ある程度圧縮できて、費用対効果がかかり出るのだという内容になれば、当然、町のほうでもホームページについては、ご承知のとおり、町の情報の伝達手段ということではなくて、町のイメージアップだとか、PRの手段にも大変有効であるという考えを私どもも持っておりますので、充実することだけではなくて、できるだけ多くの方に見

ていただくということが一番大事だと思いますので、先ほど申しましたとおり、費用対効果を視野に入れまして、これが一番大事なことになりますので、それらについても研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 町には上三川町教育研究所というのがあると思いますが、そちらの機関のホームページの管理運営に関してはどちらが担当されているのか、教えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 教育研究所につきましては、教育委員会が所管してございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 こちらに関しては、ちょっと見たところスマートフォン対応のサイトというか、ホームページができ上がっているのですが、こちらは一切、企画課のほうでは携わっていないということでしょうか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 教育研究所については企画課のほうでは承知してございません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それであれば、そういったところで、例えば、どのような費用がかかっているとか、そういったものをちょっと聞いてもらえればと思います。

先ほど途中になってしまったのですが、町長へのメールということでフォームがつけられていないのですが、それに関して、なぜこのような形を取っているのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 なぜそのようなフォームをとっているのかということでございますが、うちのほうでも、当初、構築してからその後、ちょっと見直しとかをかけていないので現状になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、町民から広く意見を求めたいのであれば、利便性等を考えていただいて、早急につくるなり何なりしてもらえればと思います。

さらに、スマホ用のサイトに関連してなのですが、LINE、今、使われている方はかなり多いと思います。こちらの公式アカウントを町でつくって登録者を募り、町の情報を発信したり、キャラクターである「かみたん」のスタンプなどを作成して配るなどをすれば、当然、町のイメージアップにもつながると思うのですが、その点はどうか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまご提案いただきました内容につきましては検討させていただきます。

す。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 いろいろな自治体がLINEの公式アカウントを使って、町であったり、市の情報、観光情報、いろいろなものを配信しているので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、3点目、夏休みの学習サポート事業についてお伺いいたします。

3年目の夏休み学習サポート事業を終えて、今回の反省点と今後の課題をどのように考えていらっしゃいますか。また、これは夏休みだけでなく、今年度の冬休み、春休みにおいても実施する考えはないのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ご質問の1点目についてお答えいたします。

本年度の夏休み学習サポート事業については、6名のボランティア講師の皆さんのご尽力により、これまでより充実した内容で授業を展開することができました。ボランティアが前年より増えたことにより、19日間で延べ39回の講座を実施することができ、上三川町内全ての中学校、全ての学年から合計で45名の申し込みがございました。反省点として主なものを挙げますと、まず1点目は、ボランティアの募集が十分ではなく、1名のボランティアで20名近い生徒を見ることもあり、ボランティアの皆さんに負担をおかけしました。今後は受講者の多い講座に複数のボランティアを配置するためにも、積極的な募集を通年で行いたいと考えております。

2点目としましては、ボランティアの事前打ち合わせを個別に行ったため、指導方法等についての共通理解が十分図れなかったことです。次回は事前に協議の機会を設けたいと考えております。

3点目としましては、時間帯による受講者の偏りが見られたこととございます。このことから、受講者の多い午後に講座を集中させるなど、多人数の講座に複数のボランティア講師の協力をお願いしたいと考えております。

参加者のアンケートを見ると、「わからないところを質問できた」、「宿題がはかどった」といった肯定的な意見が大部分を占めています。今後につきましては、協力していただいたボランティアとの意見交換を実施し、授業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

春休みについては、年度末・年度初めにおける人事異動もあり、事務量が增大する時期でもございます。冬休みにつきましても、他の業務との調整も必要です。厳しい状況ではありますが、回数や方法等を精査し、どのような方法なら事業の継続ができるか、実施の方向で検討したいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、教育長のほうからほとんど答弁をいただいてしまったので、問題点等を把握していただいているようなので、次回に生かしていただければと思います。

それと、冬、春に続けられるように、ぜひ、努力をしていただければと思いますので、よろしくお願

いします。

この学習サポート事業に関して、またお伺いしたいことがあるのですが、星野町長は、学力を県下一にしたいということを行ったことがありますか。もし、そういったことをおっしゃったのであれば、星野町長は、どのようにして学力の向上を図ろうとしているのか、具体的にお答えいただけますか。よろしくお願ひします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 小中学生の学力を向上したいということは常々考えております。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 具体的にはどのようにお考えになられていますか。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学力の向上については、教育委員会のほうでその役割を担っているわけですが、1つはICTの充実、あるいは、個別の指導体制の充実、さらには、教職員の指導力の向上等、さまざまな機会、方策を考えているところでございます。現在のところ、上三川の小中学生の学力を長いスパンで見えていきますと、ほぼ、県の平均と同様、あるいは、年度によって上に上がったり、多少課題のある年もあったりというような状況でございますけれども、学力の向上につきましては、生涯学習課で実施しております夏休み学習サポートなども、さらには学ぶ機会の充実、あるいは意欲づくりなどにも生かされると思ひますし、さらには、学力向上の基本は、学校教育にあるかと思ひます。学校教育の充実に関してもさらに努めていきたい、そんなふうに関ひしております。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 学力テストの点数等を発表されていないわけですから、学力県下一といつても点数で示すというのはなかなかできないことだと思ひますが、このことを目標に掲げること自体はすばらしいことだと思ひしております。これも町をアピールする魅力の一つになると思ひます。少子高齢化が進んでいる中、人口を増やすためには、町の魅力、そういったものが必要不可欠になっていると思ひます。当然、子育て世代の人たちはいろいろな情報を収集し、子どもたちのことを考え、どこに居を構えるのが一番よいのかを決めているので、学力県下一、これも絶好のアピールポイントになると思ひますので、ぜひ、いろいろな問題点を洗い出し、より実効性のある事業に学習サポートをつなげていただければと思ひます。

次に、最後に小中学校のエアコン設置についてお伺ひいたします。

学校環境衛生基準では、教室内の温度は30度以下であることが望ましいとあるが、これについて町長はどのように考えているのか。

2点目に、前回のときにもお伺ひしましたが、平成30年度に町内の小中学校全校の普通教室に一斉にエアコンが設置されるという認識で間違ひないのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

文部科学省で定める学校環境衛生基準によりますと、「教室等の環境は、気温10度C以上、30度

C以下であることが望ましい」と定められております。私も、児童生徒等が生理的、心理的に負担のかからない学習に望ましい教育環境は、室温30度C以下が望ましいと考えております。

2点目のご質問につきましては教育委員会の所管となりますので、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、平成27、28年度の継続事業として進めております上三川小学校屋内運動場の整備が本年度末で終了することから、国庫補助制度の動向や財政状況を勘案しながら、平成29年度から実施計画に空調機の整備に向けた調査設計を計上し、平成30年度から順次整備していく予定でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 近年、気温が上昇し、エアコン設置は喫緊の問題であり、速やかに現状を把握する必要があると思いますが、町では、実際の教室の温度を調査したことがありますか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学校の環境については、照度、水質、温度等については各学校で調査をしております。それらについて異常があるような場合には別ですけれども、まとめてはございませんけれども、今回、一般質問があったということで学校の情報をいただきました。それによりますと、測定場所、日時等はまちまちですけれども、室温が32度、33度というような報告も受けてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、調査したということによろしいですか。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 全ての学校ではございませんけれども、参考としていただいたところでございます。全ての学校調査はしてございません。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 こちらに、これは明治中学校、8月31日の気温を8時から3時40分まで測定してもらいました。校舎内、校庭の気温等々です。この日は台風が過ぎ去った後、台風一過ということで過ごしやすかった部分もあったそうなのですが、それでも、2時40分の時点で教室内は33度になっています。こちらにも報告があるのですが、7月には教室に置いてある寒暖計が36度を示すこともあったそうです。このような環境下で子どもたちが授業に集中することができると思いますか、どうお考えですか。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 最近は、猛暑、あるいは酷暑の日が多くなる傾向にありますけれども、このような状況を少しでも早く克服できるように努めてまいりたいと思います。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 こちらは栃木県内の地図になっています。こちらはエアコンの全校設置が済んでいるところ、済んでいないところを色分けしてみました。ちょっと見づらいかもしれませんが。前回お話しした9の市町に加え、今年度は下野市、さくら市、栃木市、塩谷町で全校の設置が完了したようです。このように見ていただくと、上三川に隣接する宇都宮、真岡、下野は設置を完了し、その他も県南のほうではほぼ完了しているのがわかっていただけだと思います。このような状況を見てどのように感じられますか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 計画に基づいて、できるだけ早い実現をしていきたいと、そんなふうを考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほどの答弁にもありましたように、30年度には全校が設置されるということによろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 30年度から順次ということで、10校全てができるかどうか、今後の状況になってくるかと思えます。できるだけ短いスパンで実現したいとは考えているところでございますけれども、10校全て同時にということではございません。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうしますと、設置するための財源というのはどのようにお考えなのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 小中学校のエアコンを一斉に設置するには多額の費用がかかります。国庫補助を導入したり、あるいは、ほかの設置の方法についていろいろ模索をしながら今後の計画を町部局と十分に協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 小中学校全校で普通教室が114教室と聞いておりますが、予算は金額的にどれぐらいのものがかかるのか、お聞かせ願えますか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 今の教育総務課での試算では、小中学校一斉に空調機を設置した場合、工事費、その関係するいろいろな設備等を加えますと、約4億7,000万円ほどを見込んでおります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今ほど4億7,000万円の試算ということだったのですけれども、例えば、こちらに用意した資料は、埼玉県の草加市、草加市には小中学校合わせて30校、教室数が676教室、町の約6倍となっております。草加市が全部で15億1,200万円。そうすると、単純に割る6をした場合、2億5,000万円程度でおさまるのではないかと思うのですが、草加市のほうでは、電気式だけではなくガス式、そういったものを使い、イニシャルコストというか、コストを抑えたりと

かいろいろ考えてやったそうなので、町のほうでもどのような形で試算をしているのかわかりませんが、いろいろな形で試算等をもう一度精査していただいてもいいのかなと思います。

それから、費用に関してなのですが、先ほど、補助金等のお話がありました、リース契約とかPFIといったものを利用する考えというのはございませんか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 今、議員のほうからご指摘があった方法についても、設置をする場合の一つの手段の方法として、今後、町当局と協議を進める中で相談をしていきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ぜひ、その点は検討していただきたいと思います。

続けて、6月の一般質問でも公約のお話をさせていただきましたが、ここに本年度設置が完了した下野市、塩谷町、栃木市、さくら市、それぞれの入札結果などをプリントアウトしてみました。ここで一番目を引いたのが、このさくら市のホームページにあった、市長公約工程表なるものです。ここでは、公約の工程表をつくり、その進捗状況等を公開しております。ぜひ、わが町の星野町長にも同様のことをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長【津野田重一君】 質問者に申し上げます。通告質問に沿った質問をしてください。

○1番【篠塚啓一君】 これはだめですか。

○議長【津野田重一君】 ただいまの質問は通告にはありません。質問内容を変えてください。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、エアコンの公約に関しての工程表のみでも結構ですので、そういったものをホームページ上に出していただくことが可能かどうか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 エアコンについては、先ほど来、教育長が答弁させていただいておりますように、平成29年度に実施計画に乗せ、30年度から順次、工事を進めていくというふうな答弁をさせていただいておりますが、それをホームページに載せるということは可能ですので、もしご希望であればそういうふうにさせていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、ぜひ、それはお願いしたいと思います。

先ほど来、何度もあれなんです、順次というお話なのですが、一斉にというのは無理なのかどうか、それをお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 先ほどから申し上げておりますとおり、財源が確保できれば一斉ということも可能かと考えておりますので、こちらにつきましては、町財政当局とよく協議を進めていきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ぜひ、その費用のことにしましてはいろいろな方式があると思いますので、こちらをぜひ検討していただいて、不公平感のないように一斉に設置をしていただければと思います。

これで質問は終わらせていただきます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 1番・篠崎啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 質問に入ります前に、前回での質問についてちょっとお話しさせていただきます。

私は6月議会で5点ほど質問させていただきました。そうした中、新たな住宅施策の推進について、定住促進のための住宅支援施策、空き家対策推進の取り組み施策ということで質問させていただきましたが、この間の台風で城址公園通りにある空き家のアンテナが母屋の南側のほうに倒れ、幸い、被害はなかったものの、このアンテナが西側のほうに倒れたとすれば、これは隣接する民家の庭先にアンテナが飛び込んでいってしまったということでございます。そうした中、私が前回質問したように、空き家対策の条例化を早く整備されたいということでお話しさせていただきましたが、こういった空き家は年々増加傾向にあり、長い間には、家屋の崩壊と、そういった危険状態に見舞われることは目の前に見えておりますので、ぜひとも空き家対策についての条例化を早急をお願いしたい。

また、商店街の活性化については、信用保証料の50%補助から100%補助にということで質問した内容について、商店街の多くの皆様から期待されている内容だと、ぜひとも町に早く取り組んでくれということで活動してもらいたいという話がありました。

また、経費節減と機動力のアップに向けた公用バイクの導入についての考え方、これを新聞配達の方、郵便配達の方に、うちに来たときに言われましたが、「何を言っているんだ、雨の日はバイクが動かない、大きな事故につながる、じゃあ、我々はどうなんだと。行政がそんな感覚で本当に行政改革ができるのか」というお叱りもいただきました。その後、私は今後とも努力しますということでお答えしましたが、そういうふうな状況下にあります。

それでは、早速、通告した質問に対して、第1点目、2点目、3点目ということで質問させていただきます。

まず、1点目の上三川町のブランド化推進について。地域を代表する商品、特産品、製品、地域を代表する景観施設等をブランド化し、地域活性化の推進を図るための考えはあるのかについて質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等を他の地域のものを差別化を図るための地域ブランドづくりの取り組みが全国各地で行われています。本町にも特産品としての地場産物や新鮮な感動を与える自然や風景、さらには歴史や文化など、有形無形の資源が多く存在しております。それらの特産品や資源等を積極的に情報発信することは、物の価値を上げ、上三川町の知名度を向上させることになり、観光誘客や生産意欲を促進し、最終的には地域経済の活性化につながるものと考えております。

そこで、上三川町においても、差し当たり本町の魅力ある特性を生かし、生産または加工されたものの中から、特にすぐれたものを上三川ブランドとして認定する制度の導入について、早期に実現できるよう調査研究をしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今、町長からブランド化の取り組みについて前向きなお答えをいただいたわけですが、このブランド化の促進という件につきましては、平成23年3月に作成しました第6次総合計画後期基本計画の中で、今、町長が言ったような内容で、ブランド化を促進しますということがうたっております。それから5年、今までまだブランド化ができなかったというのは、町長、どういうふうな取り組みをしてきた、してこない、どっちだったんですか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、お答えいたしましたように、今、ブランド化について内部で協議をして、ブランド化に向けた取り組みをしているところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町長、この第6次総合計画の23年3月に作成したのですが、この間、もう5年も経過しているんですよ。今、町長がやるという話なのですが、5年も前に「やります」とうたってあって、全然手をつけてないのではないかと思うのですが、なぜなのかということを知りたいので、よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 具体的なブランド化という取り組みは今、担当課のほうで計画を詰めているところでありますが、そういったこと以外にも、町の特産物のPRという部分については今までも実施してきたところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ただ、実施してきたといっても、5年間、ブランド品が生まれていない状況なのです。私はこれを聞いているのです。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ブランドにつきましては、農産物につきましては、JAうつのみやを単位として出荷されているという状況がございまして、宇都宮市や下野市と連携しながら、農産物のブランド化ということについては推進してきたところでございます。また、今後は、商品など、上三川町の特産品について認定する制度導入について、研究調査をしてみたいと考えているところでござい

す。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 第6次総合計画の後期にうたっているものは、町の農産物を町が独自でブランド化ということではなかったんですか、町長。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど来、申し上げておりますとおり、独自にブランド化といっても、例えば、町の農産物におかれましてはJAうつのみやを通じて市場に出回っているということがありまして、この辺の調整は必要かというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 上三川町のブランド品を上三川町独自がブランド化して、ほかの行政の生産物と差別化するというのが本来の目的ではないですか。JAうつのみやと一緒にブランド化といっても、上三川のブランド品はまだ一つも何もあらわれていないのではないですか。私はそういうところ、5年間何をやってきたのかということを知っているのです。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 何度も繰り返しになりますが、今その上三川町の特産物、すばらしい農産物等も産出されておりますので、そういった魅力を上げるために今、担当課といろいろ協議を詰めているところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 28年3月、ことしの3月にできた新しい総合計画の中でも同じように、ブランド化、ブランド化とうたっているのです。私が一番心配しているのは、第6次総合計画後期中でブランド化と言っていて5年、何もできなかった。第7次総合計画でブランド化とうたっていて、またこのままだとブランド化が生まれないのではないかと、そういったことを心配しているわけなのです。「絵に描いた餅」のような総合計画にならないように、自主防災組織が20年間できなかったのと同じになってしまう。そういうことなのです。

町長、第6次総合計画、あるいは第7次総合計画に書いてあるブランド化、どのように推進していくのか、どういう準備をしていくのか、もう一回、改めてお聞きします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 この上三川町ブランド認定制度の創設ということで、もう既に平成28年2月の政策会議でも内部で協議をして、その政策会議に基づいて担当課が今、詳細のところを詰めているところですので、もう少し時間をいただければ議員の皆さん方にもお示しできることがあろうかと思っております。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が言うのに、第6次総合計画でも5年間検討してきている、今度、6年目の検討に入ったんです。だから、6年かけて検討してきたのだから現実的なブランド化が生まれるような政策をしっかりととってもらいたいと思っています。

ちなみに、近隣の下野市では、まず、役場の仕事、市役所の仕事というのは条例がないと始まらないものですから、下野市においては、下野市下野ブランド認定要綱という一つの規則をつくっております。そして、下野市下野ブランド推進本部設置要綱というふうな決まりもつくっております。そして、下野市下野ブランド認定協議会設置要綱もつくっております。下野市では、グリムの里とか、しもつけ道の駅、祇園原の松林、天平の花まつり、天平の芋煮会、国指定の小金井一里塚、それから食べ物や菓子類、こういったものを既にブランド化に名乗りを上げています。下野市では、この条例ができたのは平成24年1月31日、上三川よりとうに進んでやっているということなんです。こういった状況が、これだけではなくてほかにも多くあるんですよ。総合計画をしっかりと読んで、それを実効性のあるものにしていく、そうしたことを町長が部下に指揮命令を与えている与え方が足りないのではないか、私はそう思っています。

上三川町で言えば、上三川のひまわり畑もブランドの一つになると思います、城址公園もなると思います、かんぴょう、しらさぎ最中、トマト、こういった部類も入れて今後、条例化をして取り組んでいただきたいと思っておりますが、町長、いつごろ条例化する予定ですか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほども答弁させていただきましたように、もう、一度、内部でその要領とか、そのほかの法的な整備も含めて検討はしています。それで、今、内部でさらにその精査をしているところでございます。一度そのブランド化についての会議をし、問題点を抽出し、今現在、その部分を担当課のほうで詰めてもらっているところですので、いつそのブランド化の認定を皆様方にお示しできるかということは今現在は申し上げられませんが、それに向けて努力をしているところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ぜひともお取り組みください。何か私のほうもいいアイデアがありましたら、担当課長を通じまして提案していきたいと思っております。

先ほど、私は、ニラだの、かんぴょうだの、トマトなどと言いましたが、私は今、農業主力でネギを生産しております。これもブランド化に恥じないようないい製品をつくり出すよう努力してまいりますので、ぜひとも、私の作物も視野に入れて検討していただければと思います。

次に、第2点目に入ります。

地方分権に伴う権限移譲について。地方分権や権限移譲に伴い、専門的知識の必要な事務が増加している。「町では専門職を配置することが難しい状況なので、職員の資質の向上に寄与する相互交流の拡充を希望」、これは町長が語ったことが下野新聞に載った記事で、とありますが、権限移譲事務の中でどのようなものが困難事務なのかお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町では、地方分権の推進や事務の権限移譲によって業務量の増大や業務内容の高度化、多様化している中、ここ数年の高年齢職員の大量退職により職員の若返りなど、組織上、厳しい状況にあります。こうした中、限られた人材の中で多様な行政課題に柔軟かつ的確に対応するためには、人材の育成を図る

ことが急務であります。職員の資質向上においては、政策形成、法務能力向上のための職場外研修や、上司や先輩による具体的な職務を通じて指導する職場内研修を実施しておりますが、現場での技術承継や広い視野、適切な識見の養成が図られる県職員との人事交流は、組織力向上が図られる有効な方策と考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町長、私は42年間、一般行政事務に携わっていたのですが、難しいのは、土木事業、あるいは建築事業関係などは、大きな工事になると知識がないとなかなか現場へ行っても指導ができない、こういった技術部門の難しさというのは理解できるのですが、そのほか私が経験した中では、私が二十五、六のころから難しさは感じたことはないのです。初めて異動していった職場でも、読めばわかる、わからなければ100遍読め、「読書百遍意自ずから通ず」というふうにおやじに教えられましたけれども、努力次第では役場の行政事務は難しいことはありません。国家資格がなければできないというふうなものは事務移譲ではおりてきませんけれども、町長、職員に努力させることが必要なのではないですか。その辺のところ町長、「限られた人材の中で」というふうに言っていますけれども、職員一人一人に、わからなければわかるように、国家資格が必要な事務ではないのですから、まず努力させることが必要だと思いますが、町長、どう思いますか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほども答弁で申し上げましたように、内部研修も当然進めているところでありますし、当然、職員が外部に出て勉強することも必要であります。当然職員がそのスキルアップのために努力するのは当然でありますので、そういったことは、全職員に自分の能力向上のために努力することを求めています。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私、この記事が載ったときに、あるほかの行政区の職員から言われたんです。「上三川さんはそんなに難しい事業を権限移譲で受けているんですか」と。私のほうは、そういう難しい事務はないですよ、上三川町だけが何で難しく感じるのか、なぜこういう言葉が町長から出るのかなと思って私は不思議で仕方がなかったのですけれども、そんな難しい事務はないと思います、町長。職員が嘆いてくることはありますか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 志鳥議員はちょっと誤解をしているようですが、この権限移譲と、私のコメントで、下野新聞で載せられたことは全く関連性がないことでありまして、また、この下野新聞の記事も前と後ろをくっつけて的確な私の発言とはなっていないので、この部分について、それで権限移譲がどうのこうのという質問には当たらないかというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町長の感覚で私の質問をすりかえられてしまったような気がしますけれども、この「権限移譲」という言葉で記事に載っているものですから、専門知識がないからということで載っていますので、これについて質問しているわけです。質問と記事は関係ないと言われたのではそれまで

になってしまいますから、この質問はこれで終わります。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 あそこの会議、あれは知事が一緒になっていきいきプラザでやった会議ですが、その中で私の発言として権限移譲ということは申し上げてはおりませんので、それをこの議場でお話をされても私としても答弁のしようがないところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、下野新聞に記事の訂正申請でもしてください、私だけではなくてみんな誤解していますから。

次に、3番に入ります。星野町長2期目の公約について。星野町長の公約の中で、「活力に満ちた産業の町」、農業と商業の連携を図り、新たな「工業用地のフレーム確保」を目指しますとありますが、この公約に対して町長はどのような構想を描いて公約になされたのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

私が公約に掲げました「活力に満ちた産業のまちづくり」につきましては、本町の第7次総合計画の基本構想の基本目標に、「“産業・しごと・活力”のまちづくり」として位置づけしたところであります。まず、農業と商業の連携につきましては、特産品のブランド化や6次産業化など、付加価値を高めるための取り組みを促進する政策を推進してまいります。また、情報発信など、売り上げ増につながる政策を推進し、相乗効果が発揮される中でお互いが発展できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、工業用地フレームの確保についてですが、現在、本町にはテクノパークかみのかわ、かみのかわ工業団地、インターパーク宇都宮南、石田工業団地の4つの工業団地がございますが、空き区画がなく、企業からの問い合わせがあっても用地の提供ができない状況でございます。本町のさらなる発展のためには、地域経済の活性化や新たな自主財源の確保が必要であることから、工業用地フレームの確保は不可欠であると考えております。そのため、私は、公約の一つといたしまして、工業用地フレームの確保を掲げ、この公約の実現に向け昨年度に策定いたしました第7次総合計画の基本構想に位置づけをし、実施時期や財源の確保等について調査研究を進めているほか、本年度策定中の上三川町都市計画マスタープランにおいても、新たな工業用地の確保を図ると位置づけてまいります。また、今年度より企画課に土地利用調整係を新設し、工業用地フレームの確保に向け体制を強化し取り組んでいるところでございます。

本町は東日本の南北軸である新4号国道と東西軸である北関東自動車道の結節点であるという地理的優位性を有しており、また、首都圏中央連絡自動車道、圏央道のことですが、それにより北関東エリアの注目が集まってきております。そのようなことから、恵まれた交通立地条件等を生かした工業用地フレームの確保を目指していきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町長が取り組むということで、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

私も協力できることは大いに協力していきたいと思います。

それで、今、町長が用地調整係ということをお話しされましたけれども、私はこの質問に入る前に上三川町の課設置条例というのを見ました。どこの課でこの用地調整係があるのかと思ったら、聞くところによると企画課にあるそうです。どんな仕事をやるところなのかと思って、今度は上三川町の上三川町事務分掌規則を上三川町の最たる情報の発信源である上三川ホームページの例規集をひもといてみましたが、その用地調整係というのがどこにも載っていないのです。何をやる係なのかというふうに疑問に思いました。条例に基づいてやる役場の仕事が事務分掌規則に載っていないということはどういうことなのだろうと。どういう仕事をやるところか事務分掌規則に載っていないものですから、質問の内容がそれになってしまう可能性もありますが、私が見たホームページが間違っていて見落としがあるのか、それとも、私はきちんと見ているのだけれども、例規集を訂正するのを忘れてしまったのか、ただそれだけなのかと思っているのですが、その辺のところの返事をもらいたいと思います。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 議員がごらんになったところを私も把握していないので、その部分に関しては担当課長より説明をさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私のほうは、何分そこまで詳しく知らなかったのは申しわけないのですが、町の例規のほうでは、土地利用調整係につきましては、1つ目として土地利用に関すること、2つ目としまして、国土利用計画法に関すること、3つ目としまして、公有地の拡大の推進に関する法律に関することというふうに定めております。ホームページのほうの例規についてそのように改正になっていなかったということだとすれば、もしかすると、私のほうの修正のおくれたかと思っておりますので、この場で謝罪いたします。申しわけありません。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そういうことでしたら、早急に改正して掲載してください。

私もうっかりして4月号の広報を見なかったものですから、その用地調整係というのがあるのさえ知らなくて企画課にお寄りしたときに聞いたら、ここの係だよといって、伊澤係長が係長になっているようでした。では、そのホームページの訂正のほうはよろしく願いいたします、早急に。

先ほど町長がお話ししてくださったように、第7次総合計画、第6次総合計画後期計画にも新たな工業団地の検討、企業の受け皿として新たな工業団地の確保について検討していきますということで、もうこれは5年経過してしまったのです。そして今度第7次総合計画なのですけれども、「多様な産業立地の促進」ということで、「地域経済の発展と雇用機会の確保に向け、環境に負荷をかけない付加価値の高い優良企業や研究機関などを対象に、本町への新たな進出を促進するとともに、既存立地企業に対する留置活動に努めます」ということで7次総合計画には書いてあります。それと、「新たな工業団地の検討」ということで、「本町の活力強化を図る、就業の場としての安定した雇用の創出に向け、広域交通の立地優位性を活かした新たな工業団地の産業基盤整備に努めます」というふうに書いてあります。

今から読み上げるのは、今から10年前、平成18年3月にできた都市計画マスタープランの中にはこう書いてあります。「工業用地としては、日産栃木工場、石田工業団地、かみのかわ工業団地、多功

南原工業団地、石田南工業団地、東谷・中島地区の工業開発地区における効率的な土地利用や企業誘致、その他個別立地に対する適正な土地利用の誘導を図る。なお、新規ボリュームとしては位置づけはないが、さらなる工業系土地利用の需要や社会情勢、経済情勢の変化などにより用地確保が必要と判断される場合には適切な対応を図る」ということで、これは10年前につくったものです。

これに基づいて用地のボリュームがなくなってしまったから、今度は第7次総合計画で新たなる工業団地の整備をしますよというふうになっているのですけれども、大体、こういった大きな事業計画を立てて一般財源を確保するというときには、まず、将来、上三川町は、あとどれぐらい工業団地造成で一般財源を確保するのか、そして、整備された工業団地ではどのぐらいの人数の雇用を創出するのか、こういった目標があってこそこの計画になってくると思いますが、その辺のところ、財源の確保はどれぐらいを予定しているのか、町内の雇用をどれぐらい予定しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 私も平成23年5月末から町長として就任させていただきましたが、当時、志鳥議員も役場で要職でお仕事をされていたところではございますが、役場の職員にこの工業団地の造成等の話を聞いても、なかなか厳しいというような意見しかありませんでした。ですから、この「工業用地フレームの確保」というふうにここにうたえたことでも、随分進展があったかなというふうに考えております。

そんな中で、今、工業用地のフレーム確保のための研究をしているところでございますので、今現在でその予算とか、その次の段階のご質問だというふうに思いますが、今はその前の段階ということで、答弁はまだできかねないということでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町長は私も職員だったということをおっしゃいましたけれども、平成18年から19年のころに、私は今の産業振興課の商工振興係に配属されました。そのときにテクノパークかみのかわは、まだ半分ぐらいしか埋まっていない状況下にありました。企業誘致活動に勤しむために東京へ出張へ行ったり、県内外へ出張に行ったりということで、1回の出張旅費を5,000円として10回行くとして5万円の旅費の確保を図りました。それまでは出張旅費は0だったのです。たまたまギンポーパックという会社が上高の裏に来るといので、そこで東京へ、ちょっと忘れましたが、行ってきました。結果的に契約になったわけですが、まだ建物は建っていないのであれなのですが、私が在任中、3ヘクタールを残りにほぼ売れてきたというとき、私は当時の鶴見課長と商工振興係長の私が町長室に行って町長に提言しました。「町長、これから新たな財源を確保するためには工業団地の手法で行くのだとすれば、もう売る土地がないから、新たなる工業団地の整備の検討ということを、当時の係長は何をやっているんだと言われても困るので話しておきます、町長」ということで、猪瀬町長に話した経緯がございます。

今、星野町長のほうからは、総合計画に載せられただけでも大きな前進だという話になりましたけれども、なかなか思い切って載せられなかったというのが今の現状かと思えます。そういうふうな気持ちでは前には進めませんよ。どんどん前に、行け行けでやらないと、町長。躊躇していたのではだめですよ。予算関係はどうかの、前段の話だと今、町長は言いましたけれども、大体これぐらいの面積を

工業団地として確保すれば、これぐらいの税収が入ってくるのだというような統計は幾らでもとれるんです。ちなみに、テクノパークかみのかわ、これは面積が32ヘクタールありますけれども、石崎課長。テクノパークの固定資産税は幾らぐらい入ってきますか、法人税は幾らぐらい入ってきますか、雇用は何人ぐらいおりますか、課長ですから、そのぐらいの数字はつかんでいると思うので、あえて課長にお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 テクノパークかみのかわにつきましては、今、志鳥議員さんのほうからお話がありましたように、約32ヘクタールというような面積になってございまして、進出企業につきましては25社、うち23社が操業を開始しておりまして、まだ工場等を建築していない会社が2社というような状況になってございます。

町内の雇用者数ということでございますが、これにつきましては、産業振興課といたしましては把握していないという状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町長、私が在職中に調べた結果なのですが、テクノパークかみのかわでは、大体、今現在では、ぴったりした数字ではないですが、テクノパークかみのかわ32ヘクタールの中で今、23社入っているそうです。そして、ここから納める法人税、これは世の中の景気、不景気で前後することがありますけれども、大体、法人税で2億円から3億円入っているわけです。それと、固定資産税で1億五、六千万円入っております。あそこの雇用が、多分150人までは行かないと思うんですけども、それぐらい町内で雇用があるんです。32ヘクタールの土地の開発前の固定資産税は66万1,000円だったのです。開発して企業が張りつき、償却資産、固定資産、土地の評価も上がる。上がった土地の評価が、固定資産、償却資産を含めると13億円なんです。13億円掛ける税率。あそこの工業団地全体のことでありますから個人情報ではないので税務課のほうに聞いた次第ですが、固定資産税で1億5,200万円、法人税で去年は約2億円ぐらい入っています。こういった部分をかみのかわ工業団地、インターパーク、石田工業団地、これ全体の工業団地を合わせると全体で72ヘクタールあるんです。法人税で、一番入った年が1億2,300万円ぐらい。固定資産税で3億600万円入っています。こういった計算をすると、大方、工業団地1ヘクタールでどれぐらい税収、収入が上がるかという計算ができるわけなんですよ。

私が計算した結果では、1ヘクタールで600万円の税収が上がるんです、固定資産税、償却資産税。そうすると、6億円のお金を一般財源として工業団地で稼ごうというときには、100ヘクタールあれば6億になると思います。こういう計算で、じゃあ、あと5億、財源を安定して確保しようというときには、じゃあ、50ヘクタールかなと、こういう計算ができると思います。石田工業団地、テクノパーク、インターパーク、かみのかわ工業団地とか、そういった工業団地から上がってくる税収、固定資産税、法人税、雇用が何人されているか。雇用というのは、会社から上がってくる源泉徴収票が住居地にある上三川町に来ますから、そこで雇用がわかるんです。一度、こういった手法で計算してみてください。そうすれば大体つかめると思います。それで、50ヘクタールの土地が1カ所にできなければ2カ

所に分散するというふうなやり方もあると思うんです。

今、言ったような数字的なものを、この4つの工業団地を分析してやればどれぐらい造成費がかかるだろうということも、おのずとわかってくると思います。そうすれば、工業団地の財源の確保も、そう難しいものではないと思います。

町長ばかりに向けて言ってもあれなので、産業振興課長に向けて話しますけれども、42年間の経験を大いに生かさせてください、どんどんいい話は提言したいと思いますから、よろしくお願いします。町長、工業団地、これだけは実現してください。そうしないと新たな事業の展開というのは難しくなると思います。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 志鳥議員からいろいろご提言をいただいてありがとうございます。今、50ヘクタールという具体的な数字が出ましたが、工業用地フレームの確保ということで、これは町で今、取得している土地があるわけではございません。そして、町単独でこれが進められるものでもありません。もちろん、県に我々がお伺いを立て、最終的に国の認可が必要でございますので、今現在、その数字に関しては、とにかくそういった工業用地のフレームの確保に志鳥議員のご協力をいただいて努力はいたしますが、数字的なものは、ここで志鳥議員から示された数字がそのまま生かされるかどうかというのは、今のところ、答弁としては控えさせていただきたいと思いますので、これからもご指導をお願いします。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 前向きな町長の答弁ありがとうございます。例えば、私が当時、担当で、今のよう新しい工業団地の整備をするというふうな、在職時代にそういうふうになったとすれば、まずはこういうふうな、今、言ったような段階から数字を上げる、あるいは、同じ規模でどれぐらいかかっているのだろうというふうな他町村の工業団地の開発の例を見たり、これは県の企業局の協力を得なければできない事業だということになれば県の企業局へ足しげく運んだりということでもありますので、将来に向けてかなり財源がかかってくると思います。新しい事業も増えてくると思います。そのときに柔軟に対応することができるよう、「絵に描いた餅」にならないように、ぜひともよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後2時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 それでは、順序に従いまして、私は3点の一般質問を行います。

まず最初に学童保育についてお尋ねします。学童保育については、その小学校区、地域の方々を中心に小学校区内の子どもたちを守り育てる仕組みだと認識しておりますが、それぞれの学童保育について、特にその学童保育を行う使用施設の違ひによりまして、学童保育の運営にかかわっていただいておりますが、ご協力者のご負担に差があるのが現状ではないかと思われまふ。そのご協力者たち、貴重なご協力者のお気持ちとかご負担を少しでも軽減するべきではないかという観点から、町の考えをただすものであります。

少子高齢化については、当然、上三川町にも押し寄せて来まして、町内何カ所かの小学校では、既に児童数がピーク時の半分程度にまで減少しているのが現実でございます。児童数が半分になれば、当然、教室数も半分程度になるのは自明でありまして、単純計算をしますと、空き教室は学年の数だけ増える、6学年あれば6個増えることとなります。さまざまな制約があるにしましても、その空き教室を本来の学校予定外に使用していくことは、行政の効率化や公共施設の合理的な使用の観点から、今後ますます必要なことと思われまふが、学校施設を使用する学童保育の場合、施設の使用について学校管理者との関係もありまして、本来はもう少し時間を長く見ていきたい、保育したいと思つていても、協力者の皆さんにはなかなかそれが難しいこともあるやに聞いております。行政から経費の節減を求められている中、学校管理者にとっては、本来の学校管理以外での経費の増加はなるべく避けたいでしょうし、学童保育に係る光熱水費等の経費も必要最低限にしてほしいというのが本音だと思つます。そんな中で学童保育のご協力者の方が、精神的なご負担も生じているのが現状ではないかと思つます。

そこで、私は、例えば、電気料のメーターを学童保育の分と本来の学校管理の分を分離させることなどを検討するなど、学童保育のご協力者の方々が心置きなく学童保育に専念して、将来ある上三川町のすばらしい子どもたちを育てる一助にさせていただけるように、学校を使つている学童保育の場合、学童保育分の光熱水費などを学校分の予算から分離して計上すべきと考えまふが、町の考えはどうでしょうか。

さらには、先ほども申し上げましたように、少子化に伴つて空き教室が増えてくる、それを活用していく事業も今後ますます増えていくと思われまふが、学校の課外後の放課後子ども教室など、同様の子どもたちを見守り育てるほかの事業との連携を町では今後どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めまふ。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目でございますが、現在、町内には各学校区ごとに7カ所の学童クラブがございます。うち、本小学童クラブ、北小学童クラブ、坂上小学童クラブ、南っこ学童クラブの4カ所が各小学校の空き教室等で実施しており、光熱水費は教育総務課でまとめて支払っている状況にあります。

ご質問のとおり、学校の部分については教育総務課、学童保育に係る部分については福祉課で光熱水費を支払う形が自然なのですが、確認したところ、電気料につきまふは、電気事業法及び電気供給約款などで、1つの建物につき1つのメーターということで決まっております、2つ以上のメーターをつける

ことができません。また、水道料金につきましても、学校との併用の場所が多く、学童で使用した部分と学校で使用した部分を明確に仕分けることが不可能になっていることから、予算を分離して計上すること、光熱水費を別々に管理することは不可能と考えます。

2点目の学童保育と他の事業との連携になりますが、国において放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と、放課後子ども教室推進事業を一体的、あるいは連携して実施し、もって児童の総合的な放課後対策とし推進する流れがございます。学童保育と放課後子ども教室を同じ小学校敷地内で実施することで、全ての児童が安心・安全に多様な活動、体験ができるというメリットがございます。互いに連携できるところは連携しながら、相乗効果によってそれぞれの事業がよりよいものとなるよう、今後、町においても連携による効果を精査し、前向きに検討していく所存です。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ただいま電気事業法、そのほかの要項などによって電気のメーターを1つの建物で分離することがなかなか難しいということですが、それでしたら、学校以外の独立した施設で学童保育を行っている場所、そこでの光熱水費についてはどの程度か把握していますか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 学校と別な建物で学童保育を実施しているところは、現在、上小と本北小と明治小があります。上小のほうは施設の大きいものですから月平均で2万4,000円程度、本郷小と明治小においては月1万3,000円から1万4,000円程度、電気代がかかっている状況です。

なお、水道料金につきましてはどの施設においても大体同じぐらいで、1カ月平均で3,600円から3,700円程度かかっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、分離はいずれにしても、そういった光熱水費を規模に応じて按分するような形で、福祉の予算として学校の管理予算に上乗せ配分することは可能でしょうか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 学校のほうの予算につきましては教育総務課ですので、教育総務課のほうと協議の上、対応を検討したいと思います。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、ぜひ、お互いに協議して、同じ行政ですのでよくやっていただきたいと思います。

2番目の質問で、今、課長のほうから、ほかの事業、学校の課外後の放課後子ども教室などの事業については、ほかの事業と連携するところは連携したいという答弁がありましたけれども、具体的にどんなことをやっていくのか、具体的な方策について何かお持ちでしたら答弁願います。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 今現在で放課後子ども教室と学童保育の連携をやっているようなところもあるようなことを聞いております。今後につきましては、放課後子ども教室は生涯学習課が担当であり

ますので、生涯学習課のほうとよく協議を進め、学童クラブの児童が放課後子ども教室とあわせてできるようにということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 国の所管が違う事業であっても、末端市町村においては同様にしたほうがお互いに相乗効果がある、そういった事業については積極的に縦割りを廃止して、子どもたちのため、地域のために最優先に考えて、ぜひ、そういった連携を進めていただきたいと思います。

何点か再質問なんですけど、教育委員会に伺いたいのですけれども、学校を使ってやっている学童保育の場合、その各学校では、その分、先ほど福祉課長のほうから答弁がありました程度の光熱水費を学校の通常の管理予算に上乗せして、ある程度予算額を確保しているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 学校の敷地内に学童保育のある北小をはじめとする4校につきましては、学童保育での使用料を、ある程度見込んで上乗せして配当しているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そうしますと、ある程度、学校の管理者が真面目に経費の節減を願っていても、多少なりともゆとりがあるということで解釈してよろしいわけですね。はい。そうしましたら、その学童保育に対する学校の管理者側、学校側に対して理解とご協力を周知するように、教育委員会として、各学校宛てに、そういったことを、学童保育並びに、先ほどお話がありました放課後子ども教室などの重要性というか、必要性について、適宜通知をするような考えはあるのか、するつもりかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 現在のところ通知のほうは考えておりませんが、校長会等において学童保育との十分な話し合いのもと協力していただくようお願いしているところでございます。また、それぞれの学校で毎年、学校施設を利用するに当たっての取り決め書や、約束事項の取り交わしをしております。児童の安全対策や施設の管理について確認をして、共通理解を図って実施しているものと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 学校とこういった学童保育については管理する所管が若干違うということは十分わかるのですが、今の課長の答弁にもありましたように、校長会とか、いろいろな機会を捉えて、お互いがお互いに協力し合って上三川町の子どもたちを育てる上で、限らない相乗効果を生み出すことを期待しまして、この質問についてはとじさせていただきます。

次の介護教育についての質問に移ります。先ほどの質問でも少々触れましたけれども、高齢化が今後ますます進展することは避けられない課題であります。高齢化が進展すれば、必然的に介護を必要とす

る方も増えてくることは避けられません。健康で生活し、少しでも介護を必要とする期間を短くするために、食生活を含めた生活習慣の改善は必要不可欠のものであります。午前中に同僚議員からも質問がありましたように、子どもの生活習慣改善はきわめて重要なものであります。若いうちから、言葉は悪いですが、自由気ままな生活習慣を続けていると、要介護になりやすくなり、そういった要介護になりにくくするように、または、それを防止するために子どもの時代からの意識づけが大切に思います。

そこで、私は、健康寿命を延伸し、将来、要介護者を少しでも減らすため、食生活を含めた生活習慣の大切さについてどのような教育を行っているかが第1点目。

さらには、不幸にも介護を必要とする状況になった方に対して、周囲からの偏見や蔑視を除去するために、2点目として、介護の大切さと要介護者に対する蔑視や偏見を除去するための教育が必要と思われませんが、執行部の答弁を求めます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

学校は、児童生徒の集団を通じた社会生活の基礎や、生涯にわたる望ましい生活習慣の習得の場であり、大切な役割を担っております。小中学校では、家庭科や保健の授業において食事の量や質、運動の習慣等と生活習慣病について学習をしております。また、各小中学校では、特色を生かしながら生活振り返りカードを使って家庭との連携を図ったり、業間活動に運動や集団遊びを取り入れたりして、よりよい生活習慣が身につくような指導を行っております。さらに、栄養教諭や保健師と連携を図りながら、食育計画に基づいて発達の段階に応じた食に関する指導も行っております。

教育委員会では、「伸びよう 伸ばそう 上三川の子どもたち」のスローガンのもとにリーフレットを作成し、学校と家庭が連携し合って、食事、運動、睡眠等のよりよい生活習慣を身につけられるよう啓発を進めております。このように、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成できるよう今後も学校、家庭、地域と連携してまいります。

次に、2点目についてですが、少子高齢化社会の中で要支援、要介護の割合は加齢とともに高まり、85歳以上では60.3%と言われております。要介護者に対する正しい知識を持ち、蔑視や偏見のない社会を築いていくことは大変重要であると考えます。また、介護の内容の理解を深めたり、福祉、介護職への魅力ややりがいを感じる体験の機会を設けたりすることも大切な教育であると考えております。一人一人の人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、ともに生きる社会がいっそう推進できるよう、発達の段階に応じた指導を継続していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、再質問に移らせていただきます。

ただいまの答弁で概略、理解はできたところなのですが、介護教育に限らず、現在、障がいを持つ方についての人間の尊厳にかかわる教育というものは、現在、どのように行われているのか、答弁を求めたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学校教育においては、道徳教育、あるいは人権教育、福祉教育と、これらが大きな役割を担っているものと考えております。特に児童生徒一人一人がお互いのよさを認め合い、人権を尊重し合い、望ましい人間関係が育成できるよう、教科領域はもとより、学校教育活動全体で進められております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 介護現場や、障がいを持つ方の働く現場などを児童生徒に体験入学させることも大切な教育の一環と考えますが、それについての見解はどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 実際に施設を訪問することで、介護、あるいは障がい者の理解を促進すること、問題意識等、相手の立場を理解し、ともに生きることの大切さ、思いやりの心の育成、そういうものが大切と考えております。小学校では、特別養護老人ホームへの訪問、あるいは介護体験、高齢者との交流、また総合的な学習で施設を訪問している学校や、社会福祉協議会と連携して、高齢者疑似体験、あるいは、認知症キッズサポーター養成講座、そういうものに取り組んでいる学校もございます。また、中学校では、地域福祉のために募金活動や車椅子バスケットボールの交流会などを行っております。また、社会福祉協議会が募集しておりますサマースクールで、福祉施設、あるいは介護施設での体験を活動するようなこと、そのような事業を紹介しております。また、今年度は、本郷中において、県の社会福祉協議会と連携した福祉介護のお仕事出前講座を実施する予定になってございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 十分やっておられるとは思いますが、今後もより一層、そういった教育を取り入れたり、あるいは増やしていくというようなお考えはあるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 このような取り組みは、小さい時期からの積み重ねが大切なのではないかと、そんなふうに考えます。社会のニーズ、あるいは各学校の成果や実態を踏まえて、関係諸機関との連携も図りながら、引き続き推進に努めていきたい、そんなふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 十分な教育をなされているということで、今後とも引き続きやっていただきたいと思えます。

それでは、次の障がいを持つ方の自立支援の取り組みについての質問に移らせていただきます。

現在、日本では、共生社会ということで、健常者も障がいを持つ方も、ともに自立していける社会の構築を目指しております。障がいを持つ方の自立を支援するために、町でも自立支援協議会等の団体を設立して取り組みを行っておりますが、私、その会合に出ささせていただきましたことがあります。障がいを持つ方の自立を支援するために障がいを持つ方の働く施設の製品を行政関係が購入する年間の目標額なのですが、平成28年度はわずかに50万円なんです。行政が関与する割には、たったの50万円です。少し桁が違うのではないかと私は個人的に思いました。

そこで、私は、障がいを持つ方をより一層強力に自立支援するために、第1点目として、障がいを持

つ方の自立支援をサポートする事業所に対する今後の支援策をどのように考えているか。

第2点目としまして、障がいを持つ方の自立支援をサポートする事業所の製品を町の事業に積極的に取り入れるべきと考えていますが、町の考えはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問の1点目、2点目につきましては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

障がいを持つ方の自立支援をサポートする事業所として、町内には日中活動を支援する施設が3カ所、ヘルパー派遣や外出支援を行う施設が2カ所ございます。いずれの施設もサービス提供による報酬により事業運営を行っており、事業経費に係る直接的支援は行っておりません。日中活動を支援する事業所では、上三川ふれあいの家ひまわりのパン販売のように収益事業を実施しております。この収益事業への対応として、「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」が平成25年4月に施行されました。この法律は、国や地方公共団体等が障がい者支援施設からの物品及び役務の調達を積極的に行うことで、障がい者支援施設で就労する障がい者の工賃向上につなげ、自立した社会生活の促進に資することを目的としております。

この法律の中で、地方公共団体等は、物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられております。本町におきましても、本年度の方針を、調達目標50万円として7月1日付で制定しております。目標額達成が間接的支援に当たりますので、障がい者支援施設で提供できる物品については、積極的に取り入れるよう調整を図ってまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 積極的に取り入れるというような答弁だったと思うんですが、そういった事業所に対して、具体的にはどのような支援をするお考えでしょうか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 現在の支援の内容なのですけれども、福祉課のほうで印刷物について、足利市のほうの障がい者団体のほうに印刷を委託しているものと、あと、高齢者障がい者スポーツ大会、こちらのパン食い競走用のパンを、先ほど説明しました上三川ふれあいの家ひまわり、こちらのほうのパンを活用しているということで、今現在、運用しているような形です。今後も各課と調整しまして、そういった事業での調達について協力していただけるようお願いしていきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 協力を求めているという答弁だと思いますけれども、例えば、町が主管する行事の際、もしくは町が協賛する行事の際に、時には、先ほど答弁に出たように、そういった上三川ふれあいの家ひまわりのような事業所で生産されているパンを提供するとか、先日行われた夕顔サマーフェスティバル、もしくはサンフラワー祭りなどに来店してもらうとかの方法も考えられると思いますが、その点について担当課の見解はどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 福祉課のほうでは、福祉課のほうの関係する事業についてできるだけ活用している段階ですので、そのほかの課についても協力をお願いしていきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 金額は、確かにここで見ると50万円というのはちょっと大きな金額ですけども、町全体で見ると、私から言わせると大変微々たる金額だと思うんです。そういったものを簡単に達成するために、そういった障がいを持つ方を積極的に雇用している事業所、先ほどの上三川ふれあいの家ひまわり、そういったところで大変おいしいパンをつくっておられますけれども、そういったものをどんどん町の行事などに使用していただくように、所管課のほうでも各課にお願いに回るとか、課長会議の席でそういったことを持ち出して提案するとか、そういったことを積極的にやっていただきたいと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 現在、年に一度、そういった障がい者についての方策を策定したときには、説明している段階ですけども、議員ご指摘がありましたように、各課のほうにもう少しお話をして、協力をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、教育委員会にお尋ねしますけれども、各学校の運動会の際の弁当などを、何年かに1回でいいんですが、二、三年に一度は、そういった障がいを持つ方を積極的に雇用している事業所で生産されているパンなどに代用してみるなど、各学校に対して要請していくような考えはありますか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 運動会での弁当という件でございますが、これにつきましては、各学校の判断になることではございますが、選択肢の一つとして紹介していくことは可能だと思いますので、校長会等を利用しまして紹介していきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 仮に、運動会などが延期になった場合に、私は地域的なことしか知らないのですが、運動会のお弁当はいなり寿司が多いのではないかと思います。そういったものだと日持ちが余りよくなくて悪くなってしまう。それがありますので、こういったパンでしたら、例えば1日か2日順延になっても十分対応できると思いますので、教育総務課長の答弁にありましたように、校長会、もしくはほかの会合のときに、積極的にそういったことをお願いしていただければ幸いです。

さらには、最初は年に、ほんとに一度でもいいので、学校給食のパンにそういった障がいを持つ方を積極的に雇用している事業所、上三川ふれあいの家ひまわりのパン、ひまわりでつくっていただいたパンを採用することによって、児童生徒が間接的に障がいを持つ方と触れ合うこともできるのではないかと私は思います。障がいを持つ方のつくったパンを学校給食に採用することによって、自然な形で生涯教育もできるのではないかとと思うのですが、それについての見解はどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 障がいを持つ方のつくった心のこもったパンを食すことで、子どもたちに福祉の心を学んでもらえるととてもよい機会だと考えますので、全校一斉には難しいとは思いますが、1校ずつ順番に実施することは可能だと考えておりますので、今後は事業者とその可能性について協議をしていきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 事業者のほうと教育委員会のほうでよくご相談なさって、また単価的に折り合いがつかなければ、これは私見なのですが、その差額を福祉予算で何とか補填するとか、そういったことも必要だと思いますので、やっていただければありがたいと思います。

私たち議員も、そういったことで、年に一人当たり幾らかずつ、そういったものを購入する気持ちはありますので、ぜひ、行政のほうでも積極的にそういったものを取り入れていただければありがたいと思います。

以上で私の質問をとじさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時53分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、10番・勝山修輔君の発言を許します。10番、勝山修輔君。

(10番 勝山修輔君 登壇)

○10番【勝山修輔君】 私から3つほど質問したいと思います。

まず、1点目、町税使用と基金のあり方について。(1)町税は誰のために使用されるべきものなのかについてお伺いします。(2)基金はそもそも何のためにあるのか。(3)基金の取り崩しは、どのようなときに行うのか。(4)基金の管理はどのような理由で、どのような金融機関に預けるのか。

(5)地方財政法第4条の3の適切な判断と解釈、当法の趣旨をどのように考えているのかをお聞きしたい。明確なるご答弁をお願い申し上げます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町民の皆様からお預かりいたしました税金等につきましては、町が果たすべき役割として、地方自治法に規定されております住民の福祉の増進を図るため、町民全体の利益と地域における公共の利益とを総合的に判断して、町民の皆様のために使用されるべきものと考えております。

次に、質問の2点目についてお答えいたします。

地方公共団体の歳入は、経済の動向等により変動することは避けられず、また、地方公共団体の歳出

も災害の発生等により不測の財政需要が生じる場合がございます。基金は、こうした歳入歳出の両面にわたる変動に対処するため、年度間の財源調整として設置するものであります。また、行政施策は多種多様であり、その中には多大な財政負担を伴うものもあり、こうした施策の実現のため複数年度にわたり現金を積み立てることにより、その財政需要に対応するために設置するものでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

基金は、特定の目的のために条例により設置されるものでありまして、取り崩しにつきましては、条例に基づき、当該目的の遂行のために取り崩すものであります。

次に、4点目についてお答えいたします。

基金の管理につきましては、町の健全経営に資するため、地方財政法、各基金条例等に基づき、安全性の確保を第一として、元本回収の確実性や資金支払準備金としての流動性の確保、資産運用としての効率性の追求などの管理基本原則を遵守し行っております。金融機関につきましては、指定金融機関であります足利銀行、及び収納代理金融機関でございます栃木銀行、宇都宮農協、足利小山信用金庫等に定期預金として預け入れしております。

次に、5点目についてお答えいたします。

地方財政法第4条の3は、年度間の財源調整について規定するもので、歳入が歳出を著しく上回る場合において、その著しく上回る額を、1つ目として「災害に対応するための財源」、2つ目として「前年度の歳入欠陥を埋めるための財源」、3つ目として「必要やむを得ない理由により生じた経費の財源」に充てるほかは、「基金への積み立てを行う」か「長期にわたる財源の原資となる財産の取得等の経費の財源に充てる」か「地方債の繰上償還の財源に充てること」を義務づけするものであります。

今後も法に規定する趣旨を十分に勘案し、長期的に健全性を確保できるよう、後年度における財政収支の均衡にも配慮した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 今お聞きしたことに再質をしたいと思います。

ちょっとアバウトになりますが、町民のために使われる税金だということなので、町税が約110億円あったとします。今、人件費が18億7,000万円、経費が29億3,000万円です。それに返済が、アバウトですが17億円ぐらいあります。そうすると、合計すると大体65億ちょっとが経費でなくなってしまう。そうすると、この町政をやるのに、その残りでやるということは、45%ぐらいで全ての町政を賄うというふうに私はとるのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 今、議員さんがおっしゃった税収が100億ということでお話しされたかと思いますが、100億円ということではなくて、先ほども27年度の決算で申し上げますと、合計しますと、町税のほうが……。

(「税金が入ってくる話を聞いているのではなくて、その残りで町政をやっているのですかと聞いているんです」の声あり)

○企画課長【秋山正徳君】 歳入に対しまして……。

（「歳出、歳入ではなくて、これを今、支払ってくると、アバウトに言うと、残り45億円で全ての町民のために税金で賄っているかと聞いているんだよ」の声あり）

○議長【津野田重一君】 では、もう一度質問をお願いいたします。

○10番【勝山修輔君】 はい。私は、税金がどれだけあって、経費がどれだけとか細かく聞こうとしているわけではありません。110億あろうと、100億でもいいんです。全ての経費を払うと約45%ぐらいで町政の全てを賄っているんですかと聞いているんです。細かく言って、何千何百万円まで聞こうとは思っていないんです。そうですかと聞いているんです。ですから、今、私が調べたのが全て正しいと言っているのではない、アバウトですから。ただ、100億あったとすれば55億円が経費、返済でなくなって45億が全ての町民に対するものをやるのかということを知っているだけです。それでやっているのだということを知っているんです。町長にお聞きしているんです。

○議長【津野田重一君】 ちょっと今の質問では、歳出の部分を知っているんですよ。

○10番【勝山修輔君】 よく聞いてください。100億円あったとすのでしょ、アバウトな話をしているんです。人件費が、ここの行政では18億7,000万円ぐらいかかっているんです。経費が29億3,000万円ぐらいかかっているんですよ。大体ここの町の借金を返済しているのが17億円ぐらいあるんですよ。そうすると、65億円ぐらいのお金がこれに使用されてしまうと、45億円で町民の全てを賄っているんですかと聞いているんです。アバウトな話ですから、それで賄っているのか、賄っていないのかを知っているんです。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 歳出にかかわる予算は、全て町債の返還にしても、今まで町民の方のために使われたお金の返済ですから、そういうふうな観点で考えれば、全て町民の方のために使われているというふうにお答えをさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、今、起債という借金のことを、町に使った金の借金だということです。今その借金が71億円ぐらいあるはずですよ。それは前に町民に使ってしまった金です。それを払うのは今、納税している人ですよ。今、納税している人から計算しますと、ぴったりとはいきませんが、納税者が1人で約45万円ぐらいの借金を背負っていることになるんです。人口全部で言うと22万9,000円です、きのう生まれた子まで入れてです。

私が言いたいことは、45万円、約50万円の借金を以前にやった町の施策でもって借金は今あるんですよということを聞きたいわけです。町長、そうなりますか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 もちろん、例えば、建物を建てるとか、そういったところには大きな金額がかかりますから、当然、起債等が必要になると思います。その建物については、今現在、生きている我々もその恩恵を被っているわけですが、そういったところを過去に使われたものも、以前の基金と今の税金を使わせていただいて返還をしているわけでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、私がこんなことを聞いているのは、次に、この借金がなくなる

ことは上三川町にはあると考えますか、なくならないと思いますか、なくなるとは思いますか、町長、どう思いますか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 今ある町債を全てゼロにできるかというお話かとは思いますが、もちろんそのために努力はしてまいります。しかし、今後も町民の皆様のために町債を増やさなければならない場合には、当然、その額は増えていくこととなりますので、ゼロになるのはなかなか困難だとは思いますが。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、またこれで箱物や何かをつくって借金が増えるということもあり得るといふふうに解釈しておいてよろしいのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 その用途につきましては、例えば、上下水道、ライフラインはもちろんですし、場合によっては老朽化した建物の補修、またはその建て替え等に使用される場合もあろうかというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 利用価値のある建物は修繕しても使わなければなりません、新しく何か物を建てるということはあるのでしょうか、それともあり得ないのでしょうか。古い建物は直さなければ町民のために使えませんから、これは直すべきだと思うんです。利用しないのでは困るわけですから。そうすると、これからは新しい建物を建てるようなことはないのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 今ここですぐにはお答えはできませんが、もし必要な場合には、そのときに町民の方々のために必要だということであれば、そういった施設も整備していく必要はあろうかと思えます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、基金の取り崩しは、何か災害があったり、何か新しいものをやったときに取り崩しができるというような趣旨の発言だと思うんですが、それでは、基金は、何々基金、何々基金、何々基金と行ってたくさんあるそうです。その中に学校に使える基金もあるそうです。そうすると、午前中の議員の質問にあったように、例えば、その基金を取り崩せば、赤い地図の中に一つだけプチッと白い上三川町になっていましたが、あれがクーラーでも使えるということにはならないのでしょうか、基金の取り崩しができるとするなら。

では、もう一つ聞きますが、基金は、銀行に預金をして銀行の利益を出すために預金を、どこ、どこ、どこに何億ずつ積んであるのかも説明していただけると私はいいいんですが、説明と、基金の取り崩しのことはどうご回答いただけますか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 基金は、先ほどの答弁で申し上げましたように、必要なときに取り崩すということで、これは条例で決まっていますので、これからの予算編成、そういった中で必要とあれば基金の取り崩しは考えていくことになろうかと思えます。また、どこにどれだけの基金がどの銀行と、そうい

う細かいところについては担当から説明をさせます。

○議長【津野田重一君】 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長【吉澤佳子君】 細かな金額については個人情報等の問題もありますのでパーセントでお答えしたいと思います。8月末現在の基金残高が48億3,000万円で、そのうちの約40%が足利銀行、栃木銀行は30%、農協につきましては20%、小山信用金庫については5%、そのほかが6%ぐらいだと思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 足銀に幾ら、栃銀に幾ら、どこに幾らという金額さえわかればいいです、細かいところは結構です。何もそれで再質するつもりはありません。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、個人情報ですからパーセントでしか答えられません。総体の数字は……。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、基金の取り崩しは町長の判断でできるというふうに、町長は、財政上、必要と認めるときには基金に属する現金を歳出現金に繰り替えて運用することができるというふうにあるはずですが、そうすると、学校のエアコンにしても何でも、町長が必要だとすれば、この基金はおろせるのではないのでしょうか、違うのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 予算の組み方は、各課が必要なものを企画の財政のほうに要望を上げ、その中で調整をし、そして副町長の裁定のもとに私のところに実施計画として上がってきたものを認めていくという形になりますので、私が一人でこの基金を崩すとか、そういうふうに予算を組み立てているわけではございません。庁内全部の合意のもとに進めていきますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、基金はそういうためにあるのだという話をしていれば、町長のリーダーシップで、行政の中でやることですし、その判断は議会でもって議員の承認が得られればいわけですから、やろうと思ったら町長、できるんじゃないですか。銀行のために積んでいるのがいいのか、町民が30度以上ある暑いところで勉強するほうがいいのか、どちらがいいのかは町長の判断です。1年生の子が32度もある教室で勉強したほうがいいのか、そういうことを言うのなら、それはそのほうがいいんじゃないのでしょうか。そういうことができると書いてあるのに、やろうとしない人は、どっちなんですか。答えてみてください。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 もちろん、義務教育に使われる義務教育施設整備基金につきましては、今現在、平成21年度から各町内の10校の学校の耐震改修、大規模改修も含めて、今年度の上三川小学校の体育館を整備することによって、ほぼ完了の見通しというふうになります。子どもの命にかかわることで、今までこの小学校の耐震改修のほうにお金を使わせていただきましたが、今後、その改修の

見込みが一段落、今年度で終了しますので、これからその基金などを活用してエアコン整備などに使っていくということになるかと思えます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私が最後に聞いた地方財政法4条の3を、私なりに易しく考えますと、当該する年度に一般財源の額が、公共団体の前年度における一般財源の額を超える場合においては超過分を基金にするということです。超えなければ基金にすることはないわけです。それを、私が見ている範囲内では、税収のことを鑑みると、必ず基金は積んでおろして、積んでおろしてはやっているはずなんです、一般財源では。だから、私が言うのは、基金を積んでいるほうがいいのか、アバウトに、普通に考えると、行政の人たちは自分たちの給料を確保するのにお金だけ使わないのかと、そういうふうには悪意に解釈してしまうこともあるんですね、私たちはそういうふうには思わないんですが。だから、なぜこの基金を48億円も積んでおいて、お金をそれだけ積む、今までこの基金を使わなければならなかったことが、この人生、私が今、六十何歳になりましたが、上三川町でそんなことが起きたのは、私は経験がないのですが、何であったか報告できますか。この基金を取り壊すような災害があった、何があったということがあったか、ないのか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど会計管理者のほうからは、基金の残額などについてお話がありましたが、昨年の補正予算で大幅な税収増がありましたので、その部分では多くの部分を基金として積み立てていただきましたが、ことしの8月の臨時議会で、その基金を10億円以上取り崩さなければいけないという事態に陥りまして、議員の皆様方に議決をいただいたところでありまして。そういったことがありますので、すぐに入ってきたものを、一度やはり基金に積み立て、そしてしかるべきときに計画的に使っていくといったことが必要かと思えます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、その基金の話ですが、10億、たまたま入ったものが、たまたま返さなければいけなくなったというのはつい最近あって、私たちも仕方がないと思って賛成はしましたので、それはわかるんです。今まで70億円も積んでいて、基金を取り崩さなければいけないような災害、何か行政がやらなければいけないことがありましたか。それを全部使うようなこと、半分使うようなことがありましたかということを知りたいです。ありましたか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 時期は定かなことは申し上げられませんが、昭和六十二、三年に一度に30億ほど取り崩して大企業の返済に充てたということが実際としてございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それは今から数えますと何十年も前の話ですよ。ここにいる方は誰も記憶がないぐらい古い話だと思うんです。私が言いたいことは、これだけ積んでいて使わないならば宝の持ち腐れではないか、これは子どもたちのため、町民のために早く使うべきではないかということをお伝えして、次に移りたいと思います。

2番目のインフラ整備について。インフラ整備と修繕についてはどのように考えておりますか。市街

化区域と調整区域のインフラについて、わかりやすい差というのは何かをお聞きしたいと思います。毎年毎年町民から多くのインフラ整備の要望が来ていると思うが、どのような考えで対応を決めているのか。（４）インフラ整備の一つとして防災無線の設置が決まったが、その使用方法と運用に当たっての上三川消防署との関係についてどのような考えを持っているか。インフラの一部として町道の新設、修繕に対しての考えは。町行政がしなければならないインフラ整備の優先順位は、誰が決め、その後、誰が確認して誰に報告するのかをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の１点目についてお答えいたします。

町では、インフラ整備計画という形でのインフラのみに特化した総合的な計画は定めておりませんが、最上位計画であります総合計画の中において、まちづくりの全体計画として各施策の中に位置づけ、事業を実施しております。また、インフラを維持するための修繕につきましては、現在、今後の公共施設等のインフラの更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことを目的とした、公共施設等総合管理計画を策定中であり、今後はそれをもとに財政状況との調整をしながら、計画的に修繕等を実施してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の２点目についてお答えいたします。

上三川町全域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分されており、市街化区域でのインフラ整備の手法としましては、市街地整備事業や土地地区画整理事業などがあります。

次に、ご質問の３点目についてお答えいたします。

インフラとしての道路整備の要望につきましては、限られた財源の中、より事業効果の高い整備を進めていくため、整備すべき路線の緊急性や必要性を十分考慮し、地域の実情に合わせた、より重要度の高い路線から整備を進めております。

次に、ご質問の４点目についてお答えいたします。

防災無線につきましては、基地局を整備し、各避難所、消防団車両、町公用車にそれぞれ無線を設置し、緊急時の連絡体制の構築を行うものであります。石橋消防組合上三川消防署との関係についてですが、今回、整備を行っている防災無線は、石橋地区消防組合に設置されている消防緊急無線とは別の無線帯であり、相互通話はできません。しかし、今回の整備計画では、上三川消防署に無線設備を配置する計画がございますので、消防署と町との連絡体制については十分と考えております。

次に、ご質問の５点目についてお答えいたします。

町道の新設、修繕に対しての考えは、町民の暮らしに直接かかわりのある生活道路については、地域からの要望を反映させながら、緊急性や必要性を十分考慮し、効率的・効果的な整備を図っており、また、幹線道路については、財政状況を勘案し計画的な道路整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の６点目についてお答えいたします。

インフラ整備の優先順位につきましては、まず初めに担当課が事業実施順位を決定いたします。その後、企画課において実施計画を取りまとめ、担当課と副町長によるヒアリングを実施した中で、財政計

画と整合性をとりながら町全体としての事業の優先順位を定め、町の実施計画として最終的に私が決定しております。事業の実施につきましては、予算編成時において歳入の状況を勘案しながら実施計画に基づき決定しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 丁寧な答弁をありがとうございます。私は、ちょっと見る目が違うか、考え方がちょっと違うかもしれませんが、今、市街化の面積は町の全部の面積の13.9%です。人口は、その13.9の半分ほどに住んでおります。固定資産税は高く、都市計画税は取られ、側溝の土砂は取り除かれない。防犯灯はない。まして町長は、毎日自宅から散歩か、体力をつけるためかわかりませんが、歩いてきていますので、側溝などを見たことはございませんか。側溝から木が生えているというような話もあります。草はたくさん生えています。

先日、私は、町長は上ばかり見ているので下を見ないからわからないということではこれ以上、言うことはないのですが、昔は「どぶさらい」という名前だったのですが、今は「側溝さらい」と言うんだそうですが、約40年間、側溝がさらわれておりません。側溝のひどいところは上から二、三センチしかすき間がありません。そのすき間がないところへ水が一気に流れます。これが全てあふれるのは当然のことだと思うんですね。これをいつやるのか、どうするのかと担当課に言うと、予算がない、予算がない、予算がない。じゃあ、一体予算は誰がつくるのかといたら、自分でしょう。自分の課がこれだけのことをするので、インフラ計画、修理をやるのでこれだけお金が要るんですよということを言うはずなんですね。そうすると、ある課に行くと、予算がない、予算がない、道路に優先順位がある、側溝には何があるというのでは、何もやっていないのではないか。やっていないということですよ、予算をもらわないのだから。予算がないものはできないでしょう。違いますか、町長。町長はそういう側溝を見たことはございますか、ございませんか、お尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 側溝に泥等が詰まっている状況を散見しております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 ありがとうございます、見てもらっただけでも結構です。このインフラというのは、先日の豪雨で、このいきいきプラザの両端も水浸しでした。消防署が被害の、防災のときに行く場所だというふうに聞いているのですが、あそこに歩いてはいけませんよ。自動車が浮いてしまうぐらい水が上がっているのですから。そういうことがあるのにそういうことをしないで、想定外だと言われても、これは致し方ないのですね。私が言いたいことは、こういうことをやるのに予算がないと言うのなら予算を基金でも何でも崩して予算をつけたらいいのではないかということが、第一の希望なのですね。今度、これを行くと、お金がない、お金がない、予算がない、予算がない。予算がないのは自分が働いていないから予算がないのですよ。自分が計画性をどんどん持っていけば予算なんかはつくはずなんです。そうではないでしょうか、町長、どうなんですか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 今のは、勝山議員にお尋ねしますが、消防署の前の案件として捉えたお話でし

ようか。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 全てです。もう1回、言います。そういうふうにいるところなどが水浸しになるのは、どうしてなるのかということをお聞きしたいのですね、まず1つ目。なぜかという、土がみんな入っているものですから、側溝が飲み込むのが飲み込めないから道路にあふれるわけです。それが1カ所に、1カ所に水は高いところから低いところへ流れていきますから。どんどん低いところがたまっていくから、低いところから先に洪水になっていくという原理です。それと、水が一遍に急激に入ってくるから水かさが増えて洪水になると、この2つだと思うんです。だから、今、私が言いたいのは、こういうことを40年もやらないで、今、あっちが水が出た、こっちが水が出たというのはちょっとおかしいでしょうと言っているわけ。これを、行政が今まで40年間やっていれば、こういうものがもっと少なかったのではないかと質問です。どう思いますか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 側溝が、泥等でその断面を確保されていないから、そういう部分も確かにあるかというふうに思います。ただ、今の側溝、この社会資本は、基準が時間雨量50ミリを想定して、その中で雨水排水を計画しておりますが、ここのところの大雨で50ミリを超える大雨が頻りに計測されているような状況で、確かに町民の皆さんにご迷惑をおかけしているということがあります。そういったところも踏まえて、今回、流末である県が所管している河川等への放流のお願いですとか、そういったところも踏まえて、県、国等のほうにも要望活動を行って、一日も早くそういった改修に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 次に消防署のことでちょっとお尋ねします。

順番がちょっと違ってきましたが、消防署の無線は、町長はつけるというふうに今、答弁をなさいましたが、前の臨時議会の中には、総務課長が消防署にはつけないというようなことで、この質問書は書いたのですが、つけるとなったので、ちょっとその辺のところ、私が調べた範囲のことを言います。消防組織法の第18条の3に、「消防本部を置く市町村においては、消防団は消防長または消防署長の所轄の下で行動するものとし、消防長または消防署長の命令があるときは、その区外においても行動することができる」という条文があるそうです。私は、この問題を言ったときに、うちの消防署、公用車には無線機はつけたんですが、じゃあ、この無線機は誰の指示で行動を起こすのかということ、町長、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、先日の質問の中で、私のほうにつけないというお話をしたということなのですが、担当とその辺、正確に話をした中で、私は、今年度の事業費の中に入っていなかったものをつけないと思っておりました。担当とよく話したところ、消防署に設置するのは来年度の予算の方ですということで、この防災無線の事業につきましては、今年度と来年度の2カ年計画でございます。来年度の方で上三川消防署のほうに無線機を設置するという計画でございました。その点、私のほうの説明が足らなかった点、おわびしたいと思います。

次に、議員がおっしゃいました消防組織法の関係でございますが、私どもの法の解釈では、正直、心もとない部分もありましたので、県のほうに確認いたしました。議員がおっしゃる消防法の条文を読みますと、消防組合を単独で持っている市町村、例えば、宇都宮市等、そうしますと、縦に市長がいて、消防長がいて、消防団がいると、縦の一本のラインでつながるので、そういうものが前提かなと私どもは理解しておりました。その点、県のほうに再度確認したところ、法令の書き方は特にそこまで限定していないので、私ども石橋消防組合、広域でつくっている組合の場合もそれに該当するというところでございますので、現在、私どもの町の規則では、最終的に町長がトップになる形になっております。その辺は今後、その消防組織法に合わせて消防長、ないしは消防署長のもとに消防団が動くこと、これは上三川町だけではございませんで、当然、下野市、壬生町も該当しますので、そちらと協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 調べもしないで出まかせをしゃべるとこういうことになるんです。また私に、ことしはこれだけで、来年はあるということも説明をしていません。私がなぜこんなことをするかというと、防災係にしても、総務課長にしても、町長にしても、ど素人です。わかりやすく言えば素人です。教育も受けていないので。それが命令を出して、町民の安全・安心を守れると思っておりますか。

では、もう一つお聞きしますが、その防災無線が県から来るメールがあるということですが、それは何人の人が見て、誰にそれを伝えて、誰がそれを行動するのかというマニュアルぐらいあると思えますが、そのとおりになったことがあるのでしょうか、ないのでしょうか、町長。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

(「俺は町長に聞いているんだよ」の声あり)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問の県からの防災関係のメールですと、消防担当、それから総務課の課長補佐、それと私課長のほうに直接来るようになっております。もし来た場合には、一般の気象庁が発表する警報が出ますと、必ず栃木県のほうから防災のメールが来ることになっています。その場合には、最低限、消防の担当係が役場に詰めまして各種連絡に対応できるようにという体制をとります。その先、例えば、大雨警報とか洪水警報、田川の水位が上がってきたということになりますと、私ども総務課の防災係から、まず都市建設課、上下水道課、産業振興課、建築課のほうに非常体制ということで招集をかけます。それで第一次配備をしまして、それで足りない場合には、その先、必要な全課の職員に招集をかけるというような体制でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、そこにある消防署には24時間、職員が待機していますね。その待機している人に指示を仰げば、あなた方よりももっと早く敏速に動けるはずなんですね。だから、そこに、県に使う無線ではなく、うちの町にある無線機をつけたらどうですかという話を私がしたはずなんです。これが来年度はつく、ことしはつかないという話ですが、これはどうでもいいんですよ。そこに詰めている人たちは、お給料をもらって教育をされて、どうなったらどうなる、火事のときはどうするんだ、水があふれたときはどうするんだと勉強した人ですよ。それが今、課長と課長補佐がかかっ

てきたものを招集して、招集しているうちに死んでしまったらどうするんですかということなんですよ。あなた方は人より先に死のうという気はないのですから、やらないことはいいんですよ。消防署の人にちゃんと命令系統をしていけば、上三川に消防団が何人ですか、三百何十人、600人近くいるのかな、その人たちが動いたほうがよほど安全で安心でしょう。わかりますか、言っている意味の趣旨が。あなた方、職員が集まったって何にもできないんですよということをはっきり言っているの。それには、消防署と消防団は毎日訓練しているのですから、あなたたちよりもましですよという話をしているのです。そこに防災無線をつけないのはどういうことですかという質問なんですよ。わかっていただけますか、町長。わかりませんか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 災害のときにはいろいろな役割がございまして、町の職員も、今、総務課長が申しあげましたとおり、招集がかかって、それぞれの部署でそれぞれの仕事をしています。上下水道などは、その施設の保全、また、その都市建設のほうは、町が管理している道路が冠水した場合の交通整理とか、通行止めとか、いろいろな業務があります。その水防とか消防の技術が特化したものに関しては、当然、上三川消防署の職員に指示を仰いだり、協力を仰いだりということになるかと思いますが、そればかりではない、町の職員も夜を徹して警戒、またその作業をしてくれております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私は職員が働いていないということは言っていないのです。危ないところへ行ってけがをするよりは、けがをしても大丈夫な人たちのほうがいだろうということで、防災無線を向こうにつけたらどうだということなんですね。だから、そういうふうに言葉をかえたり何かしないで、働いていないとは言っていないのですから。働かなかつたら給料は出ないのですよ。

私が今、言わんとしていることは、いろいろな道路の要望が町民から来ます。そういうことでお話に行くと予算がないという話になる。これ、どんどん町民の要望がたまってきますよね、やらないのだから。やらなくても町民は勝手に要望してくるんですから。この要望はいつになったら解決するような方策、要望が来たら、どこかの行政に「すぐやる課」というのがあったそうです。どこなのか、私も無知なのでわかりません。すぐやる課というところに行くと、そのすぐやる課の人たちがいろいろなところへ行ってすぐやれるようにするのだそうです。そうすると、私が言うように、道路一つつくってくれ、何をやってくれというので各課に行きますよ。そうすると、全部が予算がない、それがどんどんたまったら、町長、いつごろになったら要望が、1年ぐらいで終わるとか、2年ぐらいで終わるとか、終わらないのだから希望だけでいいですが、どのぐらいで終わると思いますか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 要望の数とか、細かい内容までは私も把握はしておりませんが、ただ、その要望については担当の都市建設課のほうで、要望が上がってきた時点で精査をし、要望が上がってきた自治会等には回答を差し上げているところでもあります。できるものから、先ほど申しあげましたように、優先順位を決めて限られた予算の中で進めていくことになっております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長、もう一度、今、言ったことで、「ない予算の中で」と言うのはやめて

ください。予算はあるのです、基金はうんとたまっているのです。あなたが考えてリーダーシップをとればすぐ終わるのです。あなたが「予算がない」と言うから、みんな予算がないになってしまうのです。あなたは予算を決める人ですよ。この上三川で一番偉い人なんですよ。あなたが予算を決めないで誰が決めるんですか。それが「予算がない」と言っていたのでは仕方ないでしょう。そう思いませんか、町長。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 基金の話になりますと、先ほど来、災害とか何かのためには蓄えが必要です。これは一般の家庭においても全く同じだと思います。そのために計画的に、歳入があったものを基金等に積み立ててそれで使わせていただいております。限られた予算の中で、厳しい予算の中で、その中で、今、言った道路の整備等には使わせていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 先ほど議員のほうから要望の件のご質問がございました。今現在、都市建設課のほうに出ています道路整備等の要望の件数につきましては、記録が残っています昭和55年度から要望書の取りまとめを行っておりますが、平成27年度までの35年間で916件の要望書の提出がございました。そのうち、平成27年末までに682件の要望に対して何らかの対応をしているところでございます。

先ほど来、この要望がなくなるのはいつかというふうなご質問もございましたが、町長が申しておりますとおり、限られた財源の中で行わなければならないということは当然でございます。そういうふうな中で、より事業効果の高い整備を進めていくということで考えてございます。そういうふうな整備を進めていく路線につきまして、緊急性や必要性、また地域の実情等を考慮して、より重要度の高いものから整備を進めていくというようなことで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町民の要望は、要望している人が一番大切なんですよ。優先順位も何もわからないのですね。町民が、私はこれをやってほしいということが一番、最大の要望なんですよ。その要望に甲乙丙をつけたり、優先順位をつけたりするのは、要望している町民は一つも知らないのですよ。まず、要望している町民は何件あるかも知らないのです。ただ、要望していくことは、私にこういことをしてくださいというお願いをしているのです。それが今のように、916件あって、この年代で682件やったから、あと234件残っているのだと。じゃあ、この234件をすぐにやったらいいのではないかということになるのです、要望した人に見ればですよ。違いますか、町長、要望した人は、この中の1件なんだから。1件を要望しているのだから、この1件をやってくださいということになるわけですよ。要望があるために、何百何十何件目のあなたは1件ですよ、ですから、あと5年かかるのですよと言うのですか。予算がない、予算がないと言うのに、予算がないと言うのはどうして予算がないのですか。あれをやらなければ、これをやらなければというのなら使ったらいいでしょう、基金を。災害でどうしても払わなければいけなかったら銀行から借りればいじゃないですか、いつだって貸すんですから。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、基金の話はもう先ほどやっていますから、1点目で。

(「だから、基金の話です、落としてくれと。わかりました」の声あり)

○議長【津野田重一君】 はい、そちらで質問を進めてください。

○10番【勝山修輔君】 はい。では、私が言うように、町の工事は、副町長と課長と相談して企画課が入って予算をつけるのだと。この要望している課というのは、道路ならそれで、産業振興課は違うというふうになってくるのでは、副町長のあれですか、腹の虫でもって右左が変わったりすることもあるのでしょうか。町長、どう思いますか。独断と偏見かということです。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 町には議員の皆様には毎年、実施計画ということでお渡ししていると思うのですが、そのもとになる計画を各課、持っています。5年、10年先にどこまで整備を進めるのだという考えに基づいて整備する方針が決まっております。それに基づいて次年度ないしその翌年度に入る財源を考えた上で事業の配分はしてございます。急遽、必要になったのでどうしても来年やらなければならないというような案件が出た場合には、そちらのほうに優先的につける場合もございますが、通常は計画行政をしておりますので、ある程度、決まった年度で実施計画に沿って予算の積み上げをしていくという形で決めているものでございます。私の都合で決めるとか、そういったことは一切ございません。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私が今、再三言っているのは、要望したらですね、やってやろうという気持ちにはなりませんかということなのです。予算は積み上げて、これをやらなければいけないというのをお示ししたとおりに全ていったら、こういう問題は起きないわけですよ。皆さんが計画をして、議員が「はい、賛成」とやっているわけですから、そうしたら、そのとおりにいけばいいわけですよ。いかないでしょう。だから要望が出てくるわけです。あなた方が考えて、道路の側溝に草が生えた、木が生えた。側溝に木が生えるわけではないでしょう。側溝は水を流すところですよ、草が生えるわけではないのですよ。それがインフラというのではないのでしょうか。私も木が生えたところで、切ってしまったところを見てきたのですが、どのぐらいの太い木なのか見ていませんからわかりませんが、側溝から木が生えたのでは、それは林になってしまいますよ。そういうことでしょうか。だから、私たちが言っているのは、決めたとおりに動いてくれたら、こんな悩みはないじゃないですか。一般質問もやらなくてもいいんですよ。決めたとおりにクレーンがついたり何かすれば。やっていないからこういう質問をするのでしょう。

まだもう一つ残っているのですが、私もエキサイトしたので、この辺で私の質問をやめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 結構です。

○10番【勝山修輔君】 はい。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君の質問が終わりました。

○議長【津野田重一君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。お疲れさまで

した。

なお、明日6日も午前10時から一般質問を行います。

午後3時47分 延会